

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

重点事項通番:11

(8月3日 第40回専門部会にて審議)

管理番号

143

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲

提案団体

宇都宮市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。

具体的な支障事例

【背景】

国通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」において、「処遇改善等加算の加算率の認定は、その施設・事業所を管轄する市町村が取りまとめた上で、都道府県知事が行うこと」とされているが、「子ども・子育て支援新制度」の施行(平成27年4月)前は、当該認定に関する権限についても、中核市が有していた。

【支障事例】

当該権限が都道府県に移行したことにより、新制度施行前と比較し、加算率の認定までに、相対的に多くの期間を要している状況であり、年度当初から加算率の認定までの期間は、概算による給付で対応している中、概算給付とせざるを得ない期間が、以前よりも長期化している。

施設・事業所の中には、概算給付の期間中は、保育士等に対する加算分の賃金の支払いを留保しているところもあり、当該施設・事業所に勤務する保育士等に対する賃金支払いにこれまで以上の遅れが生じている。

なお、市町村において審査等の作業を早期に実施したとしても、認定に係るスケジュールは都道府県に従わざるを得ない状況である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県のスケジュールに左右されることなく、認定までの作業を進めることができるため、現在よりも数か月程度、概算給付の期間を短縮できる。その結果、施設・事業所が保育士等に対し、より早期から本来の賃金を支払うことができる。

根拠法令等

- ・子ども・子育て支援法第27条～第30条
- ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日 府政共生第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、神奈川県、浜松市、豊田市、大阪府、伊丹市、北九州市、大分市

- 申請から認定までの期間が短くなることと、申請時期を市町村が自由に設定できるので繁忙期を避けることができる。
- 本市でも処遇改善を県に申請してから、認定の通知が出るまでの期間が、以前より長期化している。
- 新制度施行前同様に、市で認定することが可能であれば、市で認定する他の加算の認定作業と並行して事務を進めることができ、給付費の精算に係る事務が円滑に実施できると考える。
- 処遇改善等加算の加算率の認定は、市町村が確認を行い取りまとめた上で、都道府県知事が行うこととされているが、新制度(平成27年4月)前は、当該認定に関する権限についても、指定都市・中核市が有していた。指定都市・中核市が管轄する多くの施設・事業所の認定を都道府県が行うには、多くの期間を要するため、「処遇改善等加算」の加算認定についても、権限を移譲することを求める。
- 処遇改善等加算について、認定権者は都道府県知事となっていることから、事務処理スケジュールも都道府県に従う必要がある。
県内市町村全てに認定を行うため、認定時期が遅くなってしまうことが想定される。
- 政令・中核市のように件数が多い場合、認定後さらに多大な事務を行わなければならないことを考えると、施設への給付が更に遅くなってしまう。
よって、提案のとおり処遇改善等加算の認定事務を政令・中核市に移譲することは良いと考える。
- 給付の主体は各市町村であること、また、処遇改善等加算の認定に係わる書類も市町村を通じて都道府県に提出している現状から、施設数が多い指定都市・中核市においては提案市同様、事務を移譲することによって概算給付の期間を短縮可能と考えられる。

各府省からの第1次回答

処遇改善等加算の認定については、①従前の民間施設給与等改善費における対応、②平均勤続年数の算定に当たっては、市町村を超えて情報を集約することが必要、③教育・保育の提供に当たって必要な人材の確保や資質向上に対する関与の必要性、といった要素を考慮し、都道府県が認定する仕組みとなっている。以上の仕組みは、子ども・子育て支援新制度について審議するため、内閣府に置かれている「子ども・子育て会議」における議論を経て決定したものであることから、今回の提案を踏まえ同会議にお諮りをした上で、対応を検討させていただきたいたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

全国同様、本市においても待機児童が発生しており、その解消に向けて、現在、施設整備と保育士確保に取り組んでいるところである。特に、保育士の処遇改善は喫緊の課題と捉えている。
このような中、保育士賃金は他の職種との格差が大きく、栃木県のアンケート調査においても、7割を超える保育士が給与改善を求めている。保育現場での保育士等の確保や就業定着の観点から、保育士等に対し、早期に本来の賃金を支払うことは重要であると考えているため、制度見直しの緊急性を理解いただき、実現に向け、速やかに結論を得るようお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
指定都市への移譲については、積極的な検討を求める。
中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- 子ども・子育て会議に諮りつつ対応を検討するとのことだが、年末の閣議決定に間に合うよう、早急に結論を出していただきたい。
- また、子ども・子育て会議において本件を議論する際には、都道府県が認定を行うことによる認定期間の遅れという支障を明確にした上で議論し、議論の経過・内容について事務局に情報提供いただきたい。

各府省からの第2次回答

次回の子ども・子育て会議にお諮りし、対応を検討してまいりたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

重点事項通番:22

(8月8日 第43回専門部会にて審議)

管理番号

153

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における情報連携(府外連携)に関する要件緩和(法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務に即して拡大)

提案団体

京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

マイナンバー制度における情報連携(府外連携)に関し、法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務処理に即して対象拡大する(特別支援学校への就学支援のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、生活保護受給者情報を入手可能とする)

具体的な支障事例

【制度の概要】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。

しかし、別表第二に規定されている特定個人情報のみでは事務処理に支障が生じる事務がある。

【支障事例】

特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、添付書類の省略を図るためにマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報は、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる(マイナンバー法別表第二37の項)。

当該事務の申請に当たり、生活保護受給者については、それを証する書類の提出が必要(文部科学省「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領」)。

しかし、当該事務において、生活保護受給情報は情報連携の対象ではないため、生活保護受給証明書を添付する必要があり、住民サービスの向上が期待できない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

生活保護受給証明書について書類の添付を省略することができ、申請者の利便性を向上させることができる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二37の項

特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領Ⅱ2

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、神奈川県、島根県、大牟田市、鹿児島県、沖縄県

○提案団体同様、当該事務の申請に当たっては、生活保護受給者は、それを証する書類の提出が必要（文部科学省「特別支援学校への就学に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領」）であるが、今後、添付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報は、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる（マイナンバー法別表第二 37 の項）。

生活保護受給情報が情報連携の対象とならない場合、現行どおり生活保護受給証明書を添付する必要があり、住民サービスの十分な向上が期待できない。

○特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の負担能力の程度に応じて就学のため必要な経費について支弁している。

経費の支弁の基準とするため、生活保護受給証明書の提出が必要な場合があるが、マイナンバー制度における情報連携の対象とならない場合、該当者は別途証明書を徴取する必要が生じるため、情報連携の対象である市町村民税情報等を基準とする対象者との不均衡が生じることになる。

○生活保護受給証明書については、引き続き申請者に取得を求める必要があるが、地方税関係情報とともに、情報連携が可能になると、申請者の負担が軽減されるとともに、行政側の事務も簡素化できる。

各府省からの第1次回答

マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報は、別表第2において規定されています。

同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本制度は法律や国の基準に基づくものであり、全国一律の対応が必要である。

申請者が提出すべき資料の1つに保護者等の生活保護の受給を証明する書類がある以上、マイナンバー制度による情報連携の対象外となった場合、生活保護受給者のみが別途、市役所等で証明書を取得する必要が生じるため、申請者の負担が他の申請者よりも大きく、住民サービス面において不平等である。

また、経済的に困難な家庭環境にある子どもたちへの就修学支援の充実の観点からも対応が必要であり、前向きに検討願いたい。

なお、本件については、文部科学省とも調整の上、対応願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】

北海道では、当該事務に係るマイナンバー制度における情報連携（情報照会）を平成30年4月から開始する予定としているため、開始までに所要の措置を講じるよう要望する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 第1次ヒアリングにおいて、文部科学省から、提案の実現に向けて、関係府省と相談しながら対応について検討していきたいとの趣旨の発言があったところであり、文部科学省において早急に検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

特別支援学校への就学奨励に関する法令によれば、生活保護関係情報について情報連携を行う必要性が認められるため、生活保護関係情報を連携対象とするよう、関係省庁と連携して必要な法改正等を行う。なお、照会を希望する地方公共団体におけるシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

重点事項通番:22

(8月8日 第43回専門部会にて審議)

管理番号

298

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムにおいて照会できる特定個人情報は、番号法別表第二に規定されている特定個人情報に制限されている。

番号法別表第二では、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳の情報、生活保護の実施情報を照会できるように規定されているが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳の情報や外国人保護の情報は規定されていない。

地方税の減免、社会保障の給付等では、療育手帳の情報や外国人保護の情報も必要となるため、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できるように求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

番号制度の情報提供ネットワークシステムの利用開始後は、地方税の減免、社会保障の給付の際等に、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳を持っている方は手帳の提出を、また、生活保護を受給している方は受給証明書の提出を省略できるにも関わらず、療育手帳や外国人保護関係情報については、番号法に規定されなければ、その提出を省略できず、住民サービスの向上につながらないとともに申請窓口の混乱を招く。

〔療育手帳〕

身体障害者手帳や精神保健福祉手帳、療育手帳の所有者が同様に扱われている事務の例

- ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
- ・児童扶養手当の支給に関する事務
- ・地方税の賦課徴収に関する事務
- ・公営住宅の管理に関する事務

〔外国人保護〕

生活保護受給者、外国人保護受給者が同様に扱われている事務の例

- ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
- ・地方税の賦課徴収に関する事務
- ・公営住宅の管理に関する事務

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

療育手帳関係情報や外国人保護関係情報を、情報提供ネットワークシステムを利用して、正確かつ効率的に確認。

窓口における申請者の混乱の回避。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

千葉県、静岡県、浜松市、豊田市、京都市、島根県、岡山県、広島市、宮崎県

○療育手帳について、事務手続上同様に扱われることの多い身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳と、マイナンバー制度の運用において差が生じることで、窓口における混乱が予想され、療育手帳所持者へのサービス低下につながることが懸念される。

○本市市営住宅では、入居申込などの際、障害者(身体障害者手帳、精神保健福祉手帳及び療育手帳等を所持している者)及び生活保護受給者(外国人保護者も含む。)に、手帳や受給証明書の提出を求めている。

番号法第19条第7号及び別表第二の規定により、身体障害者手帳情報、精神保健福祉手帳情報及び生活保護受給情報については、情報照会が可能なため、添付書類を省略することができるが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳情報や外国人保護情報は情報照会の対象とはなっていないため、書類の提出は省略できない。

同じ障害者や生活保護者の中で、書類の提出が省略できる者と省略できない者が生じれば、結果的に住民サービスの向上に支障が生じるとともに、申請窓口の混乱を招くことになるため、療育手帳情報や外国人保護情報についても情報提供ネットワークを使用して照会ができるよう制度改正を求める。

各府省からの第1次回答

マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報は、別表第2において規定されています。

同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。

法律に明確な根拠を持たない事務について、マイナンバー法に規定し情報連携を可能とすることは、国民の個人情報保護に対する懸念に対応するマイナンバー法の理念に反するものであり、困難であると考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

【療育手帳について】

平成28年3月8日の「障害保健福祉関係主管課長会議資料」において、「療育手帳に関する情報を情報連携の対象とできるよう、現在、関係省庁と調整しているところであり、その検討状況については追って連絡する」とある。

地方公共団体や情報提供ネットワークシステムの準備期間等を考慮すると今年中には結論を得なければ、平成29年7月のマイナンバーの情報連携開始に間に合わなくなるため、早急に、事務を所管する厚生労働省と番号法を所管する内閣府において調整を行い、地方自治体が条例に基づき独自利用事務とした療育手帳に関する情報について、情報連携の対象としていただきたい。

【外国人保護について】

法律に根拠を持たない外国人保護関係情報については、法律に根拠を持つ生活保護関係情報と同様に様々な社会保障・税制度において幅広く利用されている重要な情報の一つと考えている。

同じく法律に根拠を持たない療育手帳に関する情報については、上述のとおり、現在、関係省庁と調整しているところと承知している。

外国人保護関係情報についても、事務を所管する厚生労働省として情報連携の必要性を認識し、早急に関係省庁と調整のうえ、条例に基づき独自利用事務とした地方公共団体については情報連携の対象としていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【千葉県】

一次回答は、規制緩和の可否に関する回答となっていないため、関係府省で調整のうえ明確な回答を示していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法律に根拠がある事務を情報連携の対象とすることが必要であるが、例外として各自治体の条例で位置付けられた事務については情報連携の対象に加えていくことはあり得るとの趣旨の発言があったところである。このため、法律に根拠を持たない事務について、マイナンバー法に位置付けて情報連携の対象とする方策について、内閣府において早急に検討いただきたい。
- 療育手帳関係情報については、マイナンバー法の規定を根拠として、主務省令を早急に整備すべきではないか。
また、事務処理上の必要性や法定事務に近い事務であることを考慮すると、外国人生活保護関係情報については情報連携を可能とするように検討すべきではないか、そのために必要となる制度改正を検討すべきではないか。
これらの点について関係府省において早急に検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

○療育手帳関係情報

提案については、本来は事務の根拠法律があることを前提として、マイナンバーの利用をマイナンバー法に規定した上で情報連携の対象とし得るものであるが、現在は事務の根拠法律がないため、一部の地方公共団体が療育手帳交付の事務におけるマイナンバーの利用を条例に規定して利用事務としている状況である。
療育手帳関係情報を情報連携の対象とするためには、提供側の地方公共団体の意見も把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、条例化している地方公共団体の状況を見ながら、現行のマイナンバー法別表第2の規定に基づいて主務省令を整備する必要がある。

なお、照会を希望する地方公共団体におけるシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。

○外国人生活保護関係情報

国民の個人情報保護に対する懸念に対応するマイナンバー法の理念を踏まえ、事務の実施について法律に根拠を持たない外国人生活保護関係情報は、情報連携の対象とすることは困難であると考える。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

重点事項通番:22

(8月8日 第43回専門部会にて審議)

管理番号

300

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。加えて、情報提供ネットワークシステムを通じて、必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、データ標準レイアウトの改善を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。

当該事務においては、番号法によりマイナンバー及び情報提供ネットワークシステムの利用が認められており、地方税関係情報を入手することができるが、所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

当該費用の負担に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第31条

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、結核予防法による命令入院患者等の自己負担額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について(平成7年6月16日厚生省発健医第189号厚生省事務次官通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

神奈川県、静岡県、豊田市、京都府、京都市、兵庫県、島根県、高知県

- 措置入院患者の家族等は高齢のため添付資料の提出が困難であったり、確定申告が未申告の場合も多く、認定事務が困難である事例もある。措置入院患者の家族等の負担軽減及び適切な費用徴収額認定にはマイナンバーを活用した市町村民税所得割額を認定基準とする制度改正は有効である。
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収は、所得税額を基礎とすることとされているが、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行っても、所得税に関する情報は情報連携の対象となっていないため、必要な個人情報を入手できない。
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務においては、番号法によりマイナンバー及び情報提供ネットワークシステムの利用が認められており、地方税関係情報を入手することができるが、所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。

各府省からの第1次回答

マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報は、別表第2において規定されています。

同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当該事務について市町村民税所得割額を基準とすることについては、引き続き、関係省庁との協議を行っていただきたい。

なお、精神保健福祉法に基づく措置入院患者の費用徴収事務は、地方税関係情報について情報連携可能とすることは困難あるが、「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」(平成25年8月)第2章第2節1(3)②において、

「番号法別表第二に規定している情報提供ネットワークシステムを利用することができる組み合わせについては、現在の地方税法上の守秘義務の運用を踏まえ、

a 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されており、本人にとってはその行政機関に情報が伝わることは秘密として保護される位置づけないと解される場合

b 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合

に限って列挙されている。」

とある。

即ち、番号法別表第二の二十三の項に規定している費用徴収事務と地方税関係情報の組み合わせについても、上記のように整理されていると考えることから、情報連携できるようしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、今後指定都市とその他の市町村で適用される市町村民税所得割の税率が異なることへの配慮が必要である。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、当該事務の基準を市町村民税にできないかという点については、関係省庁との協議の上で、必要な通知改正の検討を行っていくとの趣旨の発言があったところであり、厚生労働省において早急に検討いただきたい。

○ 精神保健福祉法による措置入院患者の費用徴収事務については、マイナンバー法に根拠規定が置かれていることから、主務省令を早急に整備すべきではないか。

なお、第1次ヒアリングにおいて、関係府省から、地方税関係情報について情報連携を利用するためには、本人の申請に基づく事務であること、または、利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務(本人への質問検査権とそれに応じない場合の担保措置)が規定されていることのいずれかが必要との趣旨の発言があったところであるが、そもそもこの条件は本当に必要なのか、当該事務の特殊性も踏まえ改めて検討する必要があるのではないか。

これらの点について、関係府省において早急に検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

○ 感染症入院患者自己負担認定関係

地方税関係情報(市町村民税所得割額)を情報連携対象とすることが可能となるよう、関係省庁において通知改正等を含め必要な対応を行うこととする。

なお、照会を希望する地方公共団体におけるシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。

○ 精神保健福祉法による措置入院患者費用徴収事務関係

地方税法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳格に解されており、

1) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務やその担保措置が規定されている場合、又は

2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合のみとされている。

現行では、当該事務は1)又は2)に該当しないとされているが、実務上のニーズや事務の特殊性も踏まえ、引き続き関係省庁で対応方策の検討を行う必要がある。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

重点事項通番:20

(8月8日 第43回専門部会にて審議)

管理番号

154

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における情報連携(府外連携)に関する要件緩和
(特別賃貸府営住宅についても条例により、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に府外連携を可能とする)

提案団体

京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、国土交通省

求める措置の具体的な内容

マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(府外連携)に関し、独自利用事務として情報連携を行う予定である特別賃貸府営住宅についても、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に府外連携を可能とする。

具体的な支障事例

【制度の概要】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。

法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができるとともに、同法第19条第14号に基づき情報連携(府外連携)を行うこともできる。

その上で、情報連携(府外連携)に関しては、個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。

- 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一
- 2 事務に類似性が認められる
- 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内

【支障事例】

上記により、法別表第二の31の項「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」に準ずる事務については、独自利用事務として府外連携を行うことは可能であるが、当該独自利用事務は、公営住宅法に規定する「住宅に困窮する低額所得者」を対象としている(収入階層:月0~214,000円)。

本府においては、特別賃貸府営住宅(収入階層:月0~313,000円)を管理しているが、現在の取扱では、上記低額所得者の階層世帯のみが独自利用の対象となり、同一団地であっても、世帯によっては取扱に差異が生じる(214,000円を超える収入階層の世帯については、添付書類が必要となる)。

そのため、地方公共団体が管理する住宅全般(特別賃貸府営住宅)について、府外連携が可能となるよう、対象事務の緩和を求めるもの。

なお、根拠法(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律)が異なる特定公共賃貸住宅(収入階層:月139,000円~487,000円)については、府外連携が可能であることから、対象世帯における取扱に整合性が図れていない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

214,000円を超える収入階層の世帯について添付書類が不要となり、利便性を向上させることができる。また同一団地の入居者にかかる添付書類が同一となり、住民の不公平感の解消につながる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律第9条第2項、第19条第7号、別表第二31の項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

情報提供ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

府民の不公平感を是正する意味から214,000円を超える収入階層の世帯について情報連携の利用が可能であるかについて、本府から個人情報保護委員会に対して照会を行った結果、当該世帯については委員会規則で定める要件に合致しないと整理されたため、情報連携の利用ができないとの回答があったものと考える。このような経緯を踏まえた上で再度御判断願いたい。

また、内閣府におかれでは、上記の趣旨に鑑み、当府の見解を御理解いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、法定事務である公営住宅の趣旨・目的に合致するのか否かの判断にかかっており、収入の上限にのみ判断基準があるわけではないため、おおむね公営住宅の趣旨に合致するのかということを総合的な視点で地方公共団体と相談しながら考えたいとの趣旨の発言があったところである。このため、提案団体が挙げている収入階層が公営住宅に準ずる対象者と整理できるのかについて、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じた提案団体との調整を早急に進めるとともに検討いただき、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。

○ 第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、公営住宅に準ずる対象者、特定優良賃貸住宅に準ずる対象者を、上限の収入が重なる部分が生じる可能性があるが、定性的に整理すれば、結果的に一連の階層全てが対象になり得るとともに、個人情報保護委員会が示しているQ&A（独自利用事務と準ずる法定事務は1対1対応していかなければならない）には抵触しない、との趣旨の発言があったところである。これを受け、本件提案の実現に向けて、提案団体の挙げている収入階層を、公営住宅に準ずる対象者とするのか、それとも特定優良賃貸住宅に準ずる対象者とするのかのいずれが妥当なのか、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じた提案団体との調整を早急に進めるとともに検討いただき、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。

○ 上記の検討に当たっては、地方分権改革推進室を通じて独自利用事務について情報連携を可能とするた

めの提案団体の条例制定に向けたスケジュールを把握した上で調整を進め、情報連携が開始される平成 29 年 7月に間に合うよう、個人情報保護委員会において早急に検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

提案団体が挙げる収入階層について、準じる法定事務として「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務」を独自利用事務の情報連携対象事務とする。

また、1つの独自利用事務(提案団体の事務)で、対象者を整理した上で複数の法定事務(公営住宅の事務及び特定優良賃貸住宅の事務)に準ずることとして個人情報保護委員会に届け出ることは可能なので、その旨を個人情報保護委員会の Q&A に明示することとする。

なお、実施開始時期については、照会を希望する地方公共団体における条例制定、個人情報保護委員会への届出やシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要なため、最速で平成 30 年 4 月以降となる。

同様の事例追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び要望した地方公共団体等で構成)を年1度開催することとする。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

296

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における条例事務の情報連携要件の見直し(不妊治療費助成関係事務のマイナンバー利用対象化)

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を求めるためには、準ずる法定事務と趣旨又は目的が同一であることが求められている。独自利用事務である不妊治療の助成に係る事務は、現在個人情報保護委員会が公表している事務の中で、類似している事務があるかどうかの判断が難しい。

そこで、個人情報保護委員会が規則で定める要件を緩和し、不妊治療の助成に係る事務においてもマイナンバーの利用を可能とすることを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

地方公共団体は、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを産みたい方が産めるような環境づくりを推進するため、不妊治療費等の一部を助成。

番号法の法定事務では、難病医療(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号))について、マイナンバーの利用、情報提供ネットワークシステムの使用を認めている。

しかし、不妊症について、難病のように疾病と定義づけることは難しいため、不妊治療と難病医療の趣旨又は目的が同一であるかの判断が難しい。

マイナンバーの利用ができない場合は、所得・税額証明書等の添付書類の省略や、自治体事務の効率化が図れない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

所得額・税額証明書等の添付書類削減による住民の利便性の向上。

情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体による必要な情報の効率的な確認。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条
第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城町、京都府、生駒市

○不妊治療費の助成に当たっては、利用者の住基情報(続柄等)や所得情報の確認が必要であり、マイナンバーの利用が可能となれば、これらを迅速、的確に把握でき、利用者の負担軽減につながる。

○当団体では、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを産みたい方が産めるような環境づくりを推進するため、不妊治療費等の一部を助成している。マイナンバーの利用、情報提供ネットワークシステムの使用が認められることで、納税証明書等の添付書類の省略など、自治体事務の効率化が見込まれるため、制度の改正には賛同する。

各府省からの第1次回答

情報提供ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められこととなります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案内容については既に実現しているため、特に意見なし。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

所管府省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

重点事項通番:21

(8月8日 第43回専門部会にて審議)

管理番号

155

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における情報連携(府外連携)に関する要件緩和
(独自利用事務における入手可能な特定個人情報の範囲を別表事務の範囲外にも拡大)

提案団体

京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(府外連携)に関し、番号法別表第二に規定されている情報以外の情報についても入手可能とする。

具体的な支障事例

【制度の概要】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。

法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用してることができるとともに、同法第19条第14号に基づき情報連携(府外連携)を行うことができる。

その上で、情報連携(府外連携)に関しては、特定個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。

- 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一
- 2 事務に類似性が認められる
- 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内

【支障事例】

法別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において市町村から入手可能な特定個人情報は、地方税関係情報及び住民票関係情報のみであり、生活保護関係情報は入手不可能である。

本府における上記事務に準ずる独自利用事務(高等学校就学支援金の上乗せ補助)においては、生活保護関係情報も必要であるが、市域からは同情報の入手が不可能であるため、独自利用事務の検討に当たり制約を受けている(府内全域における添付書類の取扱に差異が生じる)。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

生活保護受給証明書について書類の添付を省略することができ、申請者の利便性を向上させることができる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、青森県、島根県、大牟田市、長崎県、大村市、大分県

○法別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において、生活保護関連情報を取得し、受給者を把握することにより、独自利用事務である奨学のための給付金支給事務においても給付誤りを未然に防ぐことができる。

○就学支援金事務及び独自利用事務（学び直し支援金支給事務、奨学のための給付金支給事務）において、生活保護受給証明書が必要。マイナンバー制度が整備されたにもかかわらず、申請者から生活保護受給証明書をもらわなければならない状況になっている。申請者の負担軽減のためにも生活保護情報を入手可能にしてもらいたい。

○各種行政サービスを受ける際の利用者負担金の決定については、地方税の情報や生活保護の受給の有無等に応じて決定するのが一般的であり、様々な事務の効率化を進めるためには必要な情報である。また、生活保護情報はマイナンバーを利用して管理している情報であり、連携のためのハンドルも比較的低いものと考えられる。

○高等学校等就学支援金の認定申請において、生活保護受給者の場合は、課税証明書以外に生活保護受給証明書でもよいとしている為、提案内容のとおり、生活保護受給情報も情報連携の対象となれば、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものと考える。

○「奨学のための給付金」の対象者のうち生活保護受給者からは生業扶助の支給の有無がわかる生活保護受給証明書を提出してもらう必要があるが、正しい書類提出のためのやりとりに負担が生じている。

マイナンバー制度での情報連携が可能となれば、申請者は書類の添付を省略することができ、申請者の負担が軽減され利便性が向上するとともに、行政は必要な情報を迅速確実に把握することができ、事務の効率化に繋がる。

○具体的な支障事例は以下のとおりである。

[準ずる法定事務]高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務：課税証明書に記載された市町村民税所得割額が照会項目となっている。

[独自利用事務]県立学校等の授業料の減免：課税証明書に記載された総所得額、控除額、市町村民税均等割額、市町村民税所得割額の情報に加え、生活保護世帯であるかの確認の情報（生活保護関係情報）が必要。

各府省からの第1次回答

情報提供ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

独自利用として行う事業が、法定事業である高等学校等就学支援金の上乗せ事業であり、特に貧困世帯である生活保護世帯には手厚く補助をする制度となっており、生活保護の受給状況を把握することが必須になっているため、受給資格申請者である生活保護世帯の認定申請における利便性を高め、事務の省力化を進めるため、利用可能な情報を拡大することが必要と考えています。

また、全国すべての都道府県で実施している国が創設した「奨学のための給付金」は、非課税世帯と生活保護世帯で支給単価に差を設けており、国が給付申請書の添付書類として生活保護世帯については生活保護受給証明書の提出を求めているため、生活保護関係情報を入手することは必須である。非課税世帯については添付書類は不要であるが、生活保護世帯については生活保護証明書を添付することを求めるることは、国民の理解を得ることは難しいため、子どもの貧困対策として実施する「奨学のための給付金」において必要な生活保護情報についても、情報連携の対象として認めるべきであると考えています。

なお、法定事務である高等学校等就学支援金事務においても、生活保護受給証明書は課税証明書の代替として使用することができるとされておりますが、生活保護関係情報を入手することができれば、市町村民税所得割額を用いる場合と比較して事務を効率的に処理できると考えられるため、情報連携の対象として認めるべきであると考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- 上乗せ補助事務である奨学給付金の国の補助要綱及び法定事務である高等学校等就学支援金事務の国の事務処理要領で必要とされている生活保護関係情報や、上乗せ補助事務である授業料減免を実施する上で地方公共団体において必要とされている生活保護関係情報及び地方税関係情報が、マイナンバー制度における情報連携により入手できるように、基になる法定事務で認められている情報の範囲内での対応を求めている現在の制度・運用について、個人情報保護の観点から疑念を生じない範囲で緩和する方向で、関係府省において地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

提案団体が挙げる特定個人情報(生活保護関係情報)を情報連携に用いる法定事務(独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務)を、準じる法定事務として独自利用事務の情報連携対象事務とする。

なお、照会を希望する地方公共団体における条例制定、個人情報保護委員会への届出やシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。

同様の事例追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び要望した地方公共団体等で構成)を年1度開催することとする。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

重点事項通番:21

(8月8日 第43回専門部会にて審議)

管理番号

297

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの情報照会項目の見直し

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できる特定個人情報は、準ずる法定事務と同一の項目に限定されている。そのため、独自利用事務において照会する情報について、現在独自利用事務で添付を求めている書類と、法定事務で求めている書類が同じである場合(どちらも所得・税額証明書の添付を求めている場合等)は、当該書類に記載されている必要な項目をすべて照会できるように見直しを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。

具体的な支障事例1

[準ずる法定事務]感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務;市町村民税均等割額は照会できるが、市町村民税所得割額は照会できない。

[独自利用事務]肝炎治療費の助成に関する事務;市町村民税所得割額が必要

具体的な支障事例2

[準ずる法定事務]高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務;市町村民税所得割額が照会項目となっている。

[独自利用事務]県立学校等の授業料の減免;総所得額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【効果】

所得額・税額証明書等の添付書類削減による住民の利便性の向上。

情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体による必要な情報の効率的な確認。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条
第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規

則第3号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊田市、京都府、京都市、加古川市、鳥取県、島根県、大村市、大分県

○独自利用事務の情報連携は、番号法第19条第14号に基づき特定個人情報保護委員会規則第3号により定められたが、準ずる法定事務での情報照会では、本県福祉医療費助成事業実施要綱、市条例等に基づく子どもの医療費助成に関する事務などの独自利用事務において、十分な情報連携ができないことから、助成対象者の資格審査の確認等ができない。具体的な支障事例については、以下のとおりである。

[準ずる法定事務]障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務: 総所得額、公的年金等収入額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額

[独自利用事務]重度心身障害者等の医療費助成に関する事務: 準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、一般扶養者数、扶養控除対象(本人該当区分)が必要。

[準ずる法定事務]児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給に関する事務: 市町村民税所得割額

[独自利用事務]子どもの医療費助成に関する事務: 準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、控除額、一般扶養者数が必要。

[準ずる法定事務]児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務: 控除額、扶養状況

[独自利用事務]ひとり親等の医療費助成に関する事務: 準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、総所得額、公的年金等収入額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要。

○独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。具体的な支障事例については、以下のとおりである。

[準ずる法定事務]高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務: 市町村民税所得割額しか照会できない。

[独自利用事務]就学援助事務: 所得金額、配偶者控除の有無、扶養人数が必要。

○具体的な支障事例は以下のとおりである。

[準ずる法定事務]難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務: 市町村民税所得割額、均等割額、総所得金額等が照会項目

[独自利用事務]特定不妊治療費の助成に関する事務: 総所得額、諸控除(例: 医療費控除、障害者控除)等が必要

○不妊治療費助成に係る事務において、所得要件の確認のため、総所得額及び諸控除額が必要となるが、現状ではこれらの情報が得られないため、事務の効率化や利用者の負担軽減に繋がらない。

各府省からの第1次回答

情報提供ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

個人情報保護委員会規則には、「その事務を処理するために必要な特定個人情報の範囲が、当該法定事務において提供を求める特定個人情報の範囲と同一又はその一部であること。」と定められており、番号法別表第二では、情報提供が可能な特定個人情報について「地方税関係情報」と規定されている。

特定個人情報毎の「市町村民税所得割」、「市町村民税均等割」といった項目については、「情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報データの取扱いに係る共通指針」で規定されたデータ標準レイアウトにより、データ項目として示され、独自利用事務として情報連携するためには、その項目まで法定事務と一致するよう制限されている。

番号法別表第二で定める特定個人情報を単位とすれば、「市町村民税所得割」、「市町村民税均等割」といった項目の違いは、「地方税関係情報」という同じ特定個人情報内での違いであると考えており、法定事務と異な

る項目を、独自利用事務で照会が可能であるとしても、利用可能な特定個人情報の拡大に当たらないと考えている。

独自利用事務の拡大による、行政事務の効率化、国民の利便性の向上という観点からも速やかに解決していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- 上乗せ補助事務である奨学給付金の国の補助要綱及び法定事務である高等学校等就学支援金事務の国の事務処理要領で必要とされている生活保護関係情報や、上乗せ補助事務である授業料減免を実施する上で地方公共団体において必要とされている生活保護関係情報及び地方税関係情報が、マイナンバー制度における情報連携により入手できるように、基になる法定事務で認められている情報の範囲内での対応を求めている現在の制度・運用について、個人情報保護の観点から疑念を生じない範囲で緩和する方向で、関係府省において地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。
- 医療費助成事務である感染症医療費助成や不妊治療費助成の国の補助要綱で必要とされている地方税関係情報や、医療費助成事務である障害者、こども、母子家庭等の医療費助成を実施する上で地方公共団体において必要とされている地方税関係情報が、マイナンバー制度における情報連携により入手できるように、基になる法定事務で認められている情報の範囲内での対応を求めている現在の制度・運用を改める方向で、関係府省において地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

提案団体の独自利用事務の情報連携で必要とする地方税関係情報は、現行の準じる法定事務(難病法に基づく医療費支給事務等)の地方税関係情報の範囲に含まれると整理することとする。

照会を希望する地方公共団体においては、必要とする地方税関係情報の項目を個人情報保護委員会に届け出ることを可能とし、必要性が認められれば、情報連携が可能となると考える。

なお、照会を希望する地方公共団体における条例制定、個人情報保護委員会への届出やシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。

同様の事例追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び要望した地方公共団体等で構成)を年1度開催することとする。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

重点事項通番:9

(8月3日 第40回専門部会にて審議)

管理番号

177

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園における園庭の位置及び面積に関する従うべき基準の参酌化

提案団体

兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

幼保連携型認定こども園における園庭の位置及び面積について、「従うべき基準」とされているものを「参酌すべき基準」に見直すこと。

具体的な支障事例

【再提案理由】

平成27年度から、子ども・子育て支援新制度が施行され、保育の申込者数が急増している中、待機児童数については5年ぶりに増加している(H26.10→H27.10 2,131人増)。このようななか、一億総活躍社会の実現向け、働き方改革や両立支援の推進が示されており、国全体で保育の受け皿の更なる拡大に取り組んでいる。また、本年4月7日には「『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針について」が発出され、国の基準を上回る部分を活用して保育所等への受入れ強化を求めるなど、保育士の確保や保育園の増設が喫緊の課題となっている。

【支障事例】

認定こども園における園庭については、同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならず、必要な面積についても「従うべき基準」とされており、空き地が少ない都市部でも、比較的土地に余裕がある地域と同じ面積が求められている。

本県の都市部の市において、幼保連携型認定こども園の設置しようとしたが、空き地が限られており、基準を満たす園庭の設置が困難なため、計画変更を余儀なくされた。なお、当該事例においては、代替となる場所(公園等)が存在していたが数百メートルほど離れているため、国が定める特例基準(①園児の安全な移動、②園児の安全な利用、③園児の日常的な利用、④教育・保育の適切な提供)の確実な担保が困難であった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域の実情に応じて基準を定めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができる。

園庭の設置場所に関する要件が緩和されることで、利用者の利便性の高い駅前等の地区での整備が可能になる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

- 幼保連携型認定こども園は学校教育を行う施設であり、園庭は、子どもたちの興味や関心を屋外にも向かせ、遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるという重要な教育的役割を担っていることから、子どもが必要な時に保育室と自由に入りできる園舎と隣接した位置に一定の面積を設けることを求めているところである。
- 園庭の位置及び面積については幼児教育の根本に関わる重要なものであり、その要件を緩和するということは、上記の幼児教育の目的の達成に重大な支障を及ぼしかねないものである。
- また、同じ幼児教育を行うことを目的としている幼稚園よりも基準を低くすることは、幼保連携型認定こども園の基本的な考え方を覆すものであるとともに、要件緩和により幼児教育施設としての質の確保を担保できなくなるおそれがあり、保育の量の拡充のみならず質の確保も掲げている「ニッポン一億総活躍プラン」と齟齬を来す可能性もある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行の基準は学級数及び児童数に応じて園庭の面積を算出しており、いわば全ての園児が園庭を利用すると想定した場合に必要な面積を想定しているとも考えられる。

しかし、実態として全ての園児が園庭を一斉に利用するケースはほとんど無く、あつたとしても臨時に公園等を利用すればよい。園庭については事業主体が、確保できた面積に応じて使用人数を限定すれば、教育・保育の質を落とさず学びを確保できるのではないかと考えている。

また、保育所から幼保連携型認定こども園に移行する際には移行特例があるが、園舎の建て替えを行う場合、園庭の面積が減少しなくても移行特例が適用除外となることは、教育・保育の質を変えるものではないことから、円滑な移行を促進する観点から均衡を失っている。

一億総活躍社会の実現を図るためにも、幼保連携型認定こども園の設置や移行を進めるように見直すべきである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「従るべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行すべきである。

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

<総論>

○教育的観点から基準の緩和は困難であるとのことだが、現行の園庭基準や保育室の設置階基準でしか維持できない教育的観点とは何か、具体的に明示していただきたい。

○幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設としての性格を持つ一方で、あくまで「単一の施設」である。現行の基準のような幼稚園と保育所の高い基準の足し合わせではなく、教育と保育を同時に用いる総合的な施設としての幼保連携型認定こども園の基準のあり方を再検討し、その中で、園庭の位置・面積の基準や、保育室等の設置階の基準のあり方についても、見直す必要があるのではないか。

<園庭基準について>

○国が教育的な観点から必要な面積を維持しようとするあまり周辺環境よりも必要面積の確保を優先した認可施設を整備せざるを得なくなったり、基準を満たさない認可外施設等で教育・保育を受けざるを得ない層を生んでいるとすれば、行政サービスの提供のあり方として、総合的に問題ではないか。

○幼稚園における運動場面積の基準の過去の経緯や、保育所において屋外遊戯場の規定が参酌化されることを見ても、教育上必要な園庭の広さは、必ずしも明らかではない。社会情勢の変化や、保育所における教育内容と比較して、なぜ幼保連携型認定こども園において現行の園庭面積を必要とするのか、実証的に明示していただきたい。

併せて、ヒアリングの場において、「現行の幼稚園設置基準における運動場の面積基準は直線で25mを確保できる最低限度の基準である」旨の説明があったが、例えば、幼保連携型認定こども園の園庭を地上と屋上に分けて設けた場合、1つの園庭では直線で25mを確保できない場合もある。この場合にも教育的な観点が維持できる理由を、具体的に明示していただきたい。

○提案団体の事例では、新たな認定こども園で3学級を編制するため、基準上は400 m²とされているが、実際には350 m²しか確保できていない。この場合、運用により一度に園庭で活動する人数を1学級までとし、園庭の利用頻度を十分に配慮すれば、児童一人当たり面積が最大であるケース(学級編制が1学級のみの場合、面積基準は330 m²であり、1人当たり10 m²弱となる)さえも上回ることとなり、教育上の支障は生じないのではないか。仮に、教育上の支障が生じるとすれば、その理由を具体的に明示していただきたい。

○小学校設置基準では、校庭の面積基準について「地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない」とされており、幼保連携型認定こども園においても、教育上支障がない場合は、面積基準の要件緩和は十分考えられるのではないか。

各府省からの第2次回答

幼保連携型認定こども園は幼児教育を行う学校であり、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)には、園児の興味や関心が戸外にも向くようにし、園児の動線に配慮した園庭や遊具を配置するよう明記されており、園児の遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるということを一つの重要な教育目標としているところ。

そのため、保育室と園庭の行き来が自由かつ容易にできる、一体となった教育のための空間が必要不可欠であることから、隣接した位置に子どもの活動のために最低限必要な広さの園庭を設置することを求めているところである。

このように幼児教育において、園舎、園庭、保育室の全体的な空間構成が重要な意味を持っていることをご理解いただき、確保できる面積に応じた定員設定をしていただきたい。

一方で、ご意見を踏まえ、幼保連携型認定こども園の設置・移行が円滑にできるよう、上記の幼保連携型認定こども園における教育・保育の実施に支障が無い範囲において、基準の柔軟な取扱いが可能かどうかの検討を行ってまいりたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

重点事項通番:9

(8月3日 第40回専門部会にて審議)

管理番号

178

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和

提案団体

兵庫県、川西市、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

幼保連携型認定こども園において、3階以上の保育室は原則3歳未満の園児の保育に供するものとされている規制を、3歳児以上の園児についても可能となるよう緩和すること。

具体的な支障事例

【現状】

都市部においては、まとまった整備用地の確保は難しい中、園庭や保育室の基準を十分に確保し、園を整備するためには、3階建て施設の検討も必要になってくる。しかし、基準の第6条において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として満3歳未満の園児の保育に供するものでなければならないとされている。

【支障事例】

①利便性の高い駅前のビルにおいて、4階の空きスペースに認定こども園を設置しようとしても、3歳以上の園児のための保育室を設けることができない。

②本県のある市では、小学校跡地を利用して認定こども園の設置を検討しているが、保育室の設置が3階以上に認められるのは3歳児未満の子ども達だけであり、施設設計に苦慮している。そもそも、3階以上に保育室等を設置する際には、乳幼児の転落防止する設備の設置や耐火構造の屋外避難路等の設備が必要なこと、また、災害や自然災害、予期しない事故等が発生した際、3歳以上の園児は自力で移動できることから職員配置基準※を踏まえても、3歳で区分する明確な理由はないと考える。※乳児2:1、1・2歳児6:1、3歳児20:1また、職員等の中にも、3歳未満児の保育室を2階以上に設定することに大きな抵抗があるとの声がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

3階建ての建物はあまり好ましくないと考えるが、都市部で整備用地が少ない都市部においては、3歳児以上の園児の保育室を3階に設置できることによって、施設整備が促進する。

根拠法令等

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日 内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

- 幼保連携型認定こども園は学校教育を行う施設であり、園庭は、子どもたちの興味や関心を屋外にも向かせ、遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるという重要な教育的役割を担っていることから、子どもが必要な時に保育室と自由に入りできる園舎と隣接した位置に一定の面積を設けることを求めているところである。
- 3歳以上の園児の保育室の設置階についても、そういった観点(3階以上だと園庭が身近な環境とならない)により、幼稚園と同様に2階以下としている。
- 保育室と園庭の位置関係は幼児教育の根本に関わる重要なものであり、無条件で3階以上の設置を認めることについては 上記の幼児教育の目的の達成に重大な支障を及ぼしかねないものである。
- 幼保連携型認定こども園の場合については、都市部の保育所からの移行等を鑑み、屋上等に所定の要件を満たした園庭を設けている場合に限り、例外的な取扱いとして3階以上に3歳以上の園児の保育室の設置を認めることとしているので、上記の教育的観点を踏まえその基準を満たしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

- 園庭のあり方について、重要な点は「子どもたちの身近な場所にあること」ではなく、「園庭に期待されている機能が果たせているか」という点にあるものと考える。
- 保育室等から園庭への移動について大きな支障がなく、また、子どもたちが伸び伸びと遊ぶことができる環境が園庭に整っていれば、保育室等の上下1階の範囲内に必ずしも設置する必要はないと考えている。
- また、現行の基準では、遊戯室についても保育室と同様に、原則として3階以上に設置することが認められていないが、遊戯室は、異年齢の交流や発表会等に利用されていることを考えれば、3階以上に設置することに大きな問題はないものと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

- 【全国市長会】**
提案団体の意見を十分に尊重されたい。
なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- <総論>
- 教育的観点から基準の緩和は困難であるとのことだが、現行の園庭基準や保育室の設置階基準でしか維持できない教育的観点とは何か、具体的に明示していただきたい。
 - 幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設としての性格を持つ一方で、あくまで「単一の施設」である。現行の基準のような幼稚園と保育所の高い基準の足し合わせではなく、教育と保育を同時に実行する総合的な施設としての幼保連携型認定こども園の基準のあり方を再検討し、その中で、園庭の位置・面積の基準や、保育室等の設置階の基準のあり方についても、見直す必要があるのではないか。
- <保育室の設置階について>
- 教育的な観点を重視するという理由で現行基準の規定を維持することで、基準を満たさない認可外施設等で教育・保育を受けざるを得ない層を生んでいるとすれば、行政サービスの提供のあり方として、総合的に見ると問題ではないか。
 - 職員配置基準は、0歳児3人に対して職員1人、満1・2歳児の幼児6人に対して職員1人となっており、3階以上に満3歳児未満に供する保育室を設置した場合、自立した避難が不可能な乳幼児を職員が抱きかかえて避難することは大変困難であり、3歳児以上の避難と比較して安全とは言い切れないと考えられるが、この場合の乳幼児の避難誘導についてどのように想定しているか、御説明いただきたい。
 - 満3歳児以上に供する保育室等を3階に設置する場合と2階に設置する場合とで、教育上どのように異なるのか、提案に即して具体的に明示していただきたい。
 - 児童の避難や屋外移動の支障とならないような施設要件の具体化や、ソフト対策等の措置を取れば、満3歳

児以上に供する保育室等を3階以上に設置することは可能ではないか。

○例えば、ある自治体の公立幼稚園は、昭和30年代から昭和50年代までの乳幼児の増加に対応して順次設置されており、現在の9園の築年数の平均は、42年が経過している。このような老朽施設において2階に保育室等を設置している場合と比較すると、新規施設で3階に保育室等を設置する場合では、平成18年度のバリアフリー新法への対応や技術的改善により、児童の階段の昇降のしやすさや、避難導線の確保等について、相当な改善がみられるとも考えられ、満3歳児以上に供する保育室等の設置階を制限する必要性は乏しくなっているのではないか。

各府省からの第2次回答

幼保連携型認定こども園は幼児教育を行う学校であり、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)には、園児の興味や関心が戸外にも向くようにし、園児の動線に配慮した園庭や遊具を配置するよう明記されており、園児の遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるということを一つの重要な教育目標としているところ。

そのため、保育室と園庭の行き来が自由かつ容易にできる、一体となった教育のための空間が必要不可欠であることから、隣接した位置に子どもの活動のために最低限必要な広さの園庭を設置するとともに、教育の対象である満3歳以上児の保育室は2階以下、もしくは上下一階に一定の要件を満たした園庭が設けられている階に設置することを求めているところである。

このように、幼児教育において、園舎、園庭、保育室の全体的な空間構成が重要な意味を持っていることをご理解いただきたい。

一方で、ご意見を踏まえ、幼保連携型認定こども園の設置・移行が円滑にできるよう、上記の幼保連携型認定こども園における教育・保育の実施に支障が無い範囲において、基準の柔軟な取扱いが可能かどうかの検討を行ってまいりたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

重点事項通番:13

(8月5日 第42回専門部会にて審議)

管理番号

181

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

病児保育事業の補助要件の設定

提案団体

兵庫県、滋賀県、和歌山県、徳島県、堺市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)の補助要件である保育士等の配置要件について、利用児童2名以下でも、看護師と保育士それぞれ1名の配置が求められるが、診療所等で病児保育を実施する際、病児保育未実施地域では、保育士の確保が困難であるとの声があることから、利用児童数が定員2名以下の場合には、看護師1名の配置で対象となるよう補助要件を緩和すること。

具体的な支障事例

【再提案理由】

現状の病児保育事業の補助要件では、利用児童おおむね10人までは看護師1名以上及び利用児童おおむね3人までは保育士1名以上の配置が求められている。昨年の提案募集では看護師の配置については一定緩和されたものの、地方部など人口減少地域においては、診療所等で病児保育を実施しようとしても保育士の確保が難しく、女性の社会進出の妨げとなっている。

【支障事例】

本県の、但馬、淡路地域、西播磨地域の病児保育事業未実施市町では、診療所等で病児保育事業を行いたいが、病児保育のニーズが都市部より少なく、常に病児を預かることは想定できないため、常時在中する保育士の確保が診療上の経営を圧迫するとの理由から、病児保育に踏み切れないという声があがっている。

本県では、こうした状況から平成27年度から県単独で「診療所型小規模病児保育事業」を実施している(利用児童定員2名以内、看護師、准看護師、保健師、助産師又は保育士1名以上を配置)。県内の町にあるクリニックでは、同事業を活用し本年4月から病児保育を実施しており、(利用児童2名、看護師等1名を配置)部屋を保育用にリフォームして、ベッド2台を配置し、診察室から子供の様子が見えるように窓も設けている。県内の町では初めての病児保育であり、特段の支障も生じていないことから今後も活用が見込まれている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

人口の少ない地域や区域が広いため複数の病児保育施設が必要な地域で病児保育施設の設置が促進され地方における子育て環境の充実、女性の活躍促進に資する。

根拠法令等

子ども・子育て支援交付金交付要綱

病児保育事業実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

神奈川県、長野県、豊田市、姫路市、福岡市

- 病児保育事業の保育士配置はされているが今後、新たな保育士確保にあたっては困難な状況が想定される。
- 当町の病後児保育では定員の設定を2名までとしており、2名に対しては看護師1名までの対応でも可能ならば、保育士確保の面で費用の面でも負担が減る。
- 市域が広く、実施施設が偏在しているため、サービスが利用しにくい空白地域がどうしてもできてしまう。医療機関併設型の施設が市内に無く、既存の施設(児童養護施設・保育園が実施)の利用には、かかりつけ医の連絡票が必要なため、利用者や医療機関にとって手間がかかる。
- 病児・病後児保育事業の事業に踏み切れない理由のひとつとして、保育士確保が困難であるとの声があるため、有意義であると考える。
- 当市においても、利用児童に応じた保育士の確保に苦慮しており、施設から基準を緩和してほしいという意見が出されている。

各府省からの第1次回答

- 保育士は、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う保育の専門家であり、その資格を有して業務に従事している。
- 一方で、看護師は傷病者等に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者であり、保育の専門家とはいえない。
- 本提案のような保育士不在の状況を生む配置要件の緩和は、保育の質の低下を引き起こしかねず、病児保育事業がとりわけ保育の質への配慮が求められる事業であることにも鑑みれば、対応は困難。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

病児保育は、一時的に病児を診る事業であり、健康な児童と同じような日常的な活動(屋外での活動や集団活動)が求められておらず、必要な保育の内容・質が保育所等と異なると考えている。については、貴省が想定している病児保育の内容や質を具体的に示していただきたい。

また、病児保育事業の「非施設型(訪問型)」では、「病児の看護を担当する一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1名以上配置すること」となっており、看護師が病児保育を実施することも想定されている。

病児保育未実施地域の解消に向け、診療所で実施する少人数の病児保育については、

- ①病児の看護を担当する一定の研修を修了または小児科経験のある看護師等の配置
- ②近隣の保育士経験者または公立保育園に勤務する保育士から必要に応じて援助・指導が受けられるよう連携が得られること
- ③病児を常に観察できる体制の確保

等を条件に、保育士がいなくとも病児保育が可能となるよう要件を緩和していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

- 【全国知事会】**
子育てへの不安の解消などに向けて、病児保育事業に係る国庫補助の職員配置に関する要件の緩和を図るべきである。
- 【全国市長会】**
提案団体の意見を十分に尊重されたい。
なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- 提案団体である兵庫県・徳島県の病児保育の実施状況を把握したところ、児童数の多い都市部においては実施されているが、兵庫県における但馬・淡路・西播磨地域、徳島県における県南・県西地域といった地方部に

- おいて、その要件を満たすことが困難なことから、病児保育事業自体が実施できない状況にある。このような地域において、質の担保を前提としつつ、ニーズに応じたきめ細かく柔軟なサービス提供を行うための手法について検討すべきではないか。
- 一般的な保育所等における保育と比較して、病児保育事業において保育士に求められる役割を明確にし、その上で、看護師やファミリー・サポート・センター会員がその役割を果たすために不足している資質について、説明すべきではないか。
 - その上で、看護師やファミリー・サポート・センター会員では果たせない役割を補うために、施設要件や研修要件等を設定することによって対応できる余地がないか検討すべきではないか。
 - ファミリー・サポート・センター事業については、平成21年度より病児・病後児の預かりを実施するなど、そのサービス提供会員の活躍の範囲については拡大している。このような状況を踏まえ、徳島県のように病児保育に対応する研修を別途設けることや、子育て支援員研修の受講を促進することによって、病児保育事業におけるファミリー・サポート・センター会員の活動の範囲を一層拡大することについて、検討する余地があるのでないか。

各府省からの第2次回答

病児保育事業は、児童福祉法に基づき実施される「保育を行う事業」であり、「病児」といっても、ベッド上で安静に過ごす子どももいれば、活動的な遊びができる子どもまで様々であることも踏まえれば、その保育の内容（室内での遊びや食事の提供、午睡等）は、通常の保育所と基本的に同様である。ただし、保育所と異なり、毎日同じ児童に対して保育を提供するわけではなく、病気になるという緊急的な状況に陥った児童に臨時的に保育を提供する事業であることから、保育を提供する側は当日までどのような保育を提供することになるか予測がつかず、児童の側は普段と異なる環境で保育を受けることになる。ゆえに、よりきめ細やかに、職員が1人1人の児童を十分に受容できる体制を整えた上で、病状の悪化等に備え、複数人体制で保育を行う必要がある。

ゆえに、病児保育における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技術を有する者による保育が行われることが必要である。

保育士になるためには、指定保育士養成施設の卒業又は保育士試験の合格が必要であり、指定保育士養成施設について言えば、修業年限は2年以上となっており、講義により、保育や教育の内容の専門的な科目を学ぶほか、保育実習等を行うこととなっている。

一方で、看護師になるためには専門の養成教育を受けたうえで、国家試験に合格する必要があるところ、当該教育内容には保育や教育の内容についての科目は設けられていないなど、看護師に求められる知識や技術の内容は保育士に求められるものと全く異なっている。

ゆえに、病児保育が「保育を行う事業」である以上、保育士の配置は不可欠である。

ただし、離島その他、利用児童の見込みが少なく定員2名以下の場合において、保育士の確保が困難な地域であると市町村が認める地域において、うち1人以上の看護師が保育士資格を有していることを要件として、看護師2名の配置を認めることとする。今後、具体的な内容を検討した上で、事例を含めて各自治体宛てに周知するための事務連絡を発出することとする。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

219

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

「子ども・子育て支援交付金補助要綱」の対象経費の明確化

提案団体

徳島県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、堺市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

病児・病後児ファミリー・サポート・センターの円滑な設立・運営のため、「子ども・子育て支援交付金」の対象経費を明確化し、「感染症対策に要する経費」についても対象になる旨明記すること。

具体的な支障事例

病児・病後児ファミリー・サポート・センターの設立・運営については様々なニーズがあるが、特に慎重な対応をする病児・病後児預かりを行うため感染症対策の強化について市町村及びファミサポ運営者より強い要望が出されている。また、「提供会員自身を通じて家族にうつることが心配」という提供会員の不安感から、提供会員と依頼会員のマッチングを行いづらく、県内の病児・病後児ファミリー・サポート・センターの事業展開が円滑に進まない状況にある。

病児・病後児ファミリー・サポート・センター事業を進めていくに当たっては、感染症対策は特に重要である。一方、子ども・子育て支援交付金交付要綱の交付対象の記載は「実施に必要な経費」と曖昧であり、感染症対策に関する経費について対象経費となるか読み取れないことから、提供会員・依頼会員双方の要望に応える設立・運営に踏み切れず、「仕事と子育ての両立」を病児・病後児ファミリー・サポート・センター事業を通じて推進していきたい県としても、理解を得ることに苦慮している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

病児・病後児ファミリー・サポート・センターに対する市町村の取組みが促進され、女性が働き続ける上での「最大の阻害要因」といわれている病児対応への課題が大きく解消される。

根拠法令等

子ども・子育て支援交付金要綱第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

倉敷市、鳴門市、北島町、藍住町

○病児・病後児ファミリー・サポート・センターについては、様々なニーズがあるが、特に慎重な対応をする病児・病後児預かりを行うため感染症対策の強化について運営及び利用者からの要望がある。子ども・子育て支援交付金交付要綱の交付対象に記載されることによって事業の運営の円滑化が図ると考えている。

○ファミリー・サポート・センターでの病児・病後児の預かりを行うため、運営者から感染症対策の強化についての強い要望が出ている。また、感染症に対して不安を抱えている提供会員も多いことから、事業展開が容易に

進まない状況であるが、感染症対策は特に重要であると考える。一方、子ども・子育て支援交付金の交付対象は「実施に必要な経費」と曖昧な記載であるため、感染症対策に関する経費について交付対象であるかが読み取れず、提供会員・依頼会員双方の要望に応える設立・運営に踏み切れていない。

各府省からの第1次回答

別途、通知を発出する予定である。

「ファミリー・サポート・センター事業における感染症対策について」として、以下2点の内容を記載したものを作成する。

- ・感染症対策にご留意いただきたいこと
- ・ファミリー・サポート・センター事業として必要経費と認められるもの、例えばマスクや消毒薬などの消耗品も、従前どおり運営費(交付対象)に含まれること

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

感染症対策の必要経費の例示については、予防接種費用も含め、可能な限り現場で有効活用できる内容としていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

なお、対象経費の明確化に限らず、病児・病後児ファミリー・サポート・センター運営上の感染症対策について、指針を示されたい。

各府省からの第2次回答

別途、通知を発出する予定である。

「ファミリー・サポート・センター事業における感染症対策について」として、以下2点の内容を記載したものを作成する。

- ・感染症対策にご留意いただきたいこと
- ・ファミリー・サポート・センター事業として必要経費と認められるもの、例えばマスクや消毒薬などの消耗品も、従前どおり運営費(交付対象)に含まれること

なお、あくまでも例示であり、対象経費については各自治体でご判断いただきたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

重点事項通番:13

(8月5日 第42回専門部会にて審議)

管理番号

220

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

病後・病後児ファミリーサポートセンター安定運営のための保育士配置基準の緩和

提案団体

徳島県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、堺市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)については、看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上、保育士を3人につき1名以上配置することとされているが、保育士の配置基準を緩和し、「看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上、専用の講習を受けたファミリー・サポート・センター会員を利用児童1人につき1名以上」の配置も可能とすること。

具体的な支障事例

地方においては、病児保育需要の絶対数が都市部より少なく、病児保育事業を実施しようとしても、預かる病児が少数であることや、預からない時間帯が多く発生することが想定される。また「潜在保育士」の言葉が示すように保育士の確保が困難である状況が存在することから、保育士の配置を義務付けてしまうことにより、病児保育施設での人材不足や固定人件費の負担が大きな課題となり、結果として施設のスムーズな運営や、新規設立を妨げてしまっている。

このような中、本県では平成27年7月に24市町村全てにファミリー・サポート・センターが設置され、同年11月には全市町村においてファミリー・サポート・センター会員が国の基準を満たす50人以上の会員数となるなど、ファミリー・サポート・センターを活用した子育て援助の体制整備が年々普及していることから、これら会員の力を活用して、保育士確保の問題に悩む地方における病児保育事業の普及を図ることができると考えている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

病児・病後児ファミリー・サポート・センター提供会員による病児保育の対応を可能とすることで、現行の配置基準では対応できないような柔軟な人材手当による病児保育事業の安定的な運営につなげることができ、地方における安心できる子育て環境の確保に資する。

根拠法令等

病児保育事業実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

長野県、鳴門市

○ファミリーサポートセンター事業においては、体調の変化が起こりやすい乳幼児の預かりをする場合、提供会員は、特に慎重な対応を求められている。

ファミリーサポートセンター病児・病後児預かり事業において、提供会員の不安感を払拭する規制緩和について

は、必要と考える。

病児保育事業と病児・病後児預かり事業を同じ施設において実施するとなると、利用料金や雇用形態などの運用面について、明確な基準を策定することが課題と考える。

○保育士不足から、今後、本案件の支障が懸念されている。

そのため、提案内容に同意するほか、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」の改正内容である、「保育の担い手確保」の要件を取り入れるべきと考える。

各府省からの第1次回答

○保育士は、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う保育の専門家であり、その資格を有して業務に従事している。

○一方で、ファミリー・サポート・センター会員は子育て支援に必要な基本的な知識・技術を習得する講習のみを受講した者であり、保育の専門家とはいえない。

○本提案のような保育士不在の状況を生む配置要件の緩和は、保育の質の低下を引き起こしかねず、病児保育事業がとりわけ保育の質への配慮が求められる事業であることにも鑑みれば、対応は困難。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

・現行の制度のもとでは、都市部と地方、また地方でも人口の多いところと少ないところで子育て環境に大きな差があるなど、病児への対応の地域間格差が大きいのが現状である。本県の提案は、柔軟な要件設定を行うことで地域の格差を解消できる、極めて有効な手段であると考えている。

・保育の質の低下を懸念されているところであるが、本県の提案はファミサポ会員をマンツーマンで配置することで、より「見守りの密度」を高めることとなり、かつ病児保育施設で保育が行われるため、保育の質を確保することは十分可能と考えている。

さらに、本県においては病児・病後児預かりについて、子育てについて経験豊富なベテランの会員に、独自の上乗せ講習(7.5時間)を行うこととしており、実質的な質の向上に自ら努力していることをご考慮願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 提案団体である兵庫県・徳島県の病児保育の実施状況を把握したところ、児童数の多い都市部においては実施されているが、兵庫県における但馬・淡路・西播磨地域、徳島県における県南・県西地域といった地方部において、その要件を満たすことが困難なことから、病児保育事業自体が実施できない状況にある。このような地域において、質の担保を前提としつつ、ニーズに応じたきめ細かく柔軟なサービス提供を行うための手法について検討すべきではないか。

○ 一般的な保育所等における保育と比較して、病児保育事業において保育士に求められる役割を明確にし、その上で、看護師やファミリー・サポート・センター会員がその役割を果たすために不足している資質について、説明すべきではないか。

○ その上で、看護師やファミリー・サポート・センター会員では果たせない役割を補うために、施設要件や研修要件等を設定することによって対応できる余地がないか検討すべきではないか。

○ ファミリー・サポート・センター事業については、平成21年度より病児・病後児の預かりを実施するなど、そのサービス提供会員の活躍の範囲については拡大している。このような状況を踏まえ、徳島県のように病児保育に対応する研修を別途設けることや、子育て支援員研修の受講を促進することによって、病児保育事業におけるファミリー・サポート・センター会員の活動の範囲を一層拡大することについて、検討する余地があるのではないか。

各府省からの第2次回答

病児保育事業は、児童福祉法に基づき実施される「保育を行う事業」であり、「病児」といっても、ベッド上で安静に過ごす子どももいれば、活動的な遊びができる子どもまで様々であることも踏まえれば、その保育の内容（室内での遊びや食事の提供、午睡等）は、通常の保育所と基本的に同様である。ただし、保育所と異なり、毎日同じ児童に対して保育を提供するわけではなく、病気になるという緊急的な状況に陥った児童に臨時的に保育を提供する事業であることから、保育を提供する側は当日までどのような保育を提供することになるか予測がつかず、児童の側は普段と異なる環境で保育を受けることになる。ゆえに、よりきめ細やかに、職員が1人1人の児童を十分に受容できる体制を整えた上で、病状の悪化等に備え、複数人体制で保育を行う必要がある。

ゆえに、病児保育における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技術を有する者による保育が行われることが必要である。

保育士になるためには、指定保育士養成施設の卒業又は保育士試験の合格が必要であり、指定保育士養成施設について言えば、修業年限は2年以上となっており、講義により、保育や教育の内容の専門的な科目を学ぶほか、保育実習等を行うこととなっている。

これに対して、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、乳幼児や小学生等の子どもがいる主婦などを会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における子育ての総合援助活動を推進するものである。よって、ファミリー・サポート・センターの会員が提供するのは、子どもの保護としての「預かり」であって、子どもに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、健全な心身の発達を図る「保育」ではない。

また、ファミリー・サポート・センターの会員になるためには、約30時間程度の子育て支援に関する基礎的な知識等の研修を受講すればよいこととされており、保育士との知識・技能の差は、施設要件や研修要件等の設定で補えるものではない。

なお、保育人材の確保にあたっては、「ニッポン一億総活躍プラン」でも掲げられている処遇改善の拡充に加え、新規資格取得者の確保、就業継続支援、離職者の再就職支援といった総合的な対策を講じる必要があり、今後の予算編成過程で、引き続き、保育の受け皿確保に伴い必要となる保育人材の確保に総合的に取り組んでまいりたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

重点事項通番:23

(8月8日 第43回専門部会にて審議)

管理番号

196

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

奨学金事務にかかるマイナンバーの利用をする主体の拡大

提案団体

兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省

求める措置の具体的な内容

日本育英会から事務移管された奨学金事業を地方公共団体等が出資して設立した公益財団法人が実施する場合でも、マイナンバーの独自利用を可能となるよう、番号法別表第2 106 項に、「奨学金事業を移管された公益財団法人等(当該奨学金事業の実施のため地方公共団体等が出資して設立したものに限る)」を追加すること。(貸与申請、返還免除、返還猶予に係る事務に必要な、障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報等を入手可能な特定個人情報とすること。)

具体的な支障事例

【現状】

平成17年度から日本育英会が実施していた奨学金事業が都道府県に順次移管され、事業の実施方法等は都道府県等が決定できることとなった。兵庫県では、県が出資した公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会に奨学資金事業等を移管している。

【支障事例】

当該奨学金事業は、もともと独立行政法人日本学生支援機構の前身である日本育英会が行っていたものであり、経済的な理由で就学が困難な者に対して、奨学金を貸与するという目的や事業内容は、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金事業と同等である。

しかしながら、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会は、当該奨学金事務等を執行する目的で県が出資しているにも関わらず、地方公共自治体ではないためマイナンバーを取り扱うことができず、添付書類の削減など申請者の負担を軽減することができない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公益財団法人がマイナンバーを利用できるよう法改正をすることで、奨学金申請者は申請時の添付書類を削減することができる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)
別表第2 106 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、長崎県、大分県、沖縄県

○高等学校奨学会でマイナンバー制度を利用できれば、申請時の添付資料を大幅に削減することができる。

○本県の奨学金事業は、公益財団法人県育英会が実施しており、地方公共団体ではないためマイナンバーによる情報取得ができない。

よって、提案内容のとおりマイナンバー利用が可能となれば、県育英会においても、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものと考える。

○本県でも公益財団法人が奨学金事務を実施しており、独立行政法人日本学生支援機構法によるマイナンバーを利用する学資の貸与に関する事務と同様に、添付書類の削減など申請者の負担の軽減を図る必要性が高い。

各府省からの第1次回答

マイナンバー法第9条第2項により、地方公共団体は条例で個人番号を利用することができる事務を定めることが可能であり、また当該事務を委託している場合、委託先においても個人番号を利用することは可能です。

情報連携については、その主体を明確にし、国民の個人情報保護に対する懸念に対応するマイナンバー法の観点から、一般的に公益財団法人であることのみをもって、情報連携の主体とは困難と考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本県は、(公財)兵庫県高等学校教育振興会に事業を移管・委託しており、マイナンバー情報の利用等ができない。

そもそも、当該奨学金事務は(独法)日本学生支援機構(旧日本育英会)から都道府県に移管された経緯を踏まえれば、当該機構がマイナンバー情報を利用できる一方で、(公財)兵庫県高等学校教育振興会のような都道府県から奨学金事務を移管・委託された公益財団法人が利用等できないのは法制上の不備である。そのため、本県は番号法別表第1及び別表第2に当該事務及び公益財団法人を追加することを提案している。

それが不可能な場合であっても、移管先等において、マイナンバー取扱規程を定め、それに基づいて作業を行うこととし、個人番号を取り扱う者も地方公務員法上の身分を有し同法上の守秘義務が課せられている場合は、実質的に県が実施する場合と同様であり、情報管理上の問題がないと考えられることから、マイナンバー法第9条第2項等について、事務の移管・委託をした場合でも移管先等で個人番号の利用及び情報連携ができるよう法改正をお願いしたい。

なお、法改正にあたっては、公益財団法人をマイナンバー情報利用者に位置付ける必要があるが、「高等学校の奨学金事務について地方公共団体から事務移管・委託を受けた公益財団法人」と限定することで可能であると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

行政機関ではない、公益財団法人や指定管理者にまで利用主体を拡大することについては、リスク検証等への留意が必要。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法定事務として扱う場合と、独自利用事務として扱う場合の双方があり得るが、当該事務の所管省庁と情報提供する事務の所管省庁の調整が整えば、制度改正ということはあり得るとの趣旨の発言があったところである。このため、どのような制度改正が必要となるかについて関係府省において早急に検討いただき、当該制度改革に向けて整理・調整を進めていただきたい。

○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、情報連携の主体は法律に位置付けのある法人と整理しており、法律レベルで一般的に財団法人を位置付けるかという点については慎重な検討が必要との趣旨の発言があったところである。しかしながら、公益財団法人に関する公益認定は法律上の仕組みであるため、主体として明確なのではないか。また、公益財団法人について一般的ではなく、条件を付けて限定的に規定することもあり得るのではないか。

これらの点について、関係府省において早急に検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

移管を受けた公益財団法人での利用については、マイナンバーの民間での利用を可能とする提案となるが、個人情報保護に対する国民の懸念に対応するため、民間での利用は認めていない。

委託を受けた公益財団法人での利用については、個人情報保護に対する国民の懸念に対応するため、情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うことができる主体は、法令で明確になっている必要があると考えており、都道府県の委託によりマイナンバー利用事務を行うこととされている公益財団法人を情報連携の主体として認めることは困難である。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

重点事項通番:23

(8月8日 第43回専門部会にて審議)

管理番号

290

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

公営住宅管理業務におけるマイナンバーの利用

提案団体

大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、国土交通省

求める措置の具体的な内容

公営住宅の管理業務において、業務を指定管理者に委託している場合、指定管理者がマイナンバーに係る情報提供ネットワークシステムに接続された端末での情報照会が可能となるよう制度改正を求める。

具体的な支障事例

公営住宅の管理事務において、マイナンバーを利用した特定個人情報の照会が平成29年7月から可能となる。大阪府では府営住宅の管理運営をすべて指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。

現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で府に引き継ぎ、府がそれらの書類をもとに審査している。

マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、府の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま府に引き継がれることとなる。

その後、府職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて府職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。

マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。

このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につなげるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。

<参考>

主な事務の年間処理件数

- ・収入申告:約 127,000 件
- ・家賃減免:約 30,000 件
- ・入居決定:約 5,000 件
- ・同居承認:約 2,000 件
- ・地位承継:約 2,000 件

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公営住宅の管理は、全国の多くの自治体が「指定管理者制度」を導入しており、指定管理者がマイナンバーを利用した情報照会を行うことができるよう制度改正が実現することにより、円滑な事務処理が可能となり、公営住宅入居者等の利便性向上、行政の効率化につながる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、神奈川県、八尾市、愛媛県、大牟田市

○当市も公営住宅管理に指定管理者制度を導入していることから、マイナンバーを利用した情報照会を指定管理者が行えないことは、市職員の業務量の増大となり、それに伴い負担が増加することが予想される。
円滑な事務処理が行われることで、公営住宅入居者の利便性も向上し、行政の効率化にもつながる。

○当団体では公営住宅の管理運営のほとんどを指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。
現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で当団体に引き継ぎ、当団体がそれらの書類をもとに審査している。

マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、当団体の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま当団体に引き継がれることとなる。

その後、当団体職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて当団体職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。

マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままであることは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。

このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につなげるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。

<参考>

主な事務の年間処理件数

- ・収入申告：約 22,000 件
- ・家賃減免：約 11,000 件
- ・入居決定：約 1,000 件
- ・同居承認：約 600 件
- ・地位承継：約 300 件

各府省からの第1次回答

情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携については、個人に関する様々な分野の情報を紐付けることが可能となることから、原則として行政機関等をその利用主体とするとともに、情報連携をすることができる場合をマイナンバー法別表第2に規定し明確化することなどにより、情報連携が適切に行われることを担保することとしております。

指定管理者は、法人その他の団体であり、行政機関等に該当せずその主体が明確でないと考えられることから、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行うことができる主体とはしておりません。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

指定管理者制度は、民間のノウハウを活用して公の施設を管理運営させるという地方自治法に基づく制度で、現在、半数以上の都道府県において、公営住宅の管理運営事務に指定管理者制度を導入しており、公営住宅の管理主体として今後も大きな期待を寄せられている。

また、公営住宅の管理事務については、事務処理の件数が非常に多いといった特性があり、マイナンバー制度の導入効果が高いと考えているが、指定管理者が情報連携を利用できない場合、自治体職員が情報連携によって必要な情報を照会する必要が生じるため、極めて非効率な業務運営となり、指定管理者制度導入の効果が半減してしまう。

なお、指定管理者は、行政機関には該当しないものの、従来の民間委託とは性質が異なり、地方公共団体の議会の指定議決を受けなければ施設の管理主体とはなりえないことから、その主体は明確になっていると考え

る。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八尾市】

指定管理者はその主体が明確でないとのご回答ですが、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者の指定手続き等に関する条例を定め、告示を行うなどの公表する手段を講じることにより、その主体の明確性は担保されていると解されます。

さらに、同条第6項の規定において、指定にあたっては議会の議決を経ることとなっており、通常の外部委託契約とは異なり、行政から公の施設の管理権限を委任するに足る資質を有する団体を指定するよう手続きが厳格に定められております。

また、個人情報の取扱いについて必要な措置を講じる責務について、条例で定めるとともに、個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込む等の措置が行われていることを前提として、情報提供ネットワークシステムの利用に関しては、個別IDの付与により指定管理者を特定すること等により、その適切さを担保することができるものと考えます。

【愛媛県】

指定管理者は、行政機関ではないものの、従来の民間委託とは異なり、地方公共団体の議会の指定議決を受けなければ施設の管理主体とはなりえないことから、その主体は明確になっている。また、既に指定管理者職員は、税情報など個人情報を取り扱っており、情報セキュリティを確保するために必要なシステム対応を事前に実施し、各種関係規程を指定管理者職員が遵守する等、セキュリティ対策に万全を期した上で、情報連携が可能となるよう検討いただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

行政機関ではない、公益財団法人や指定管理者にまで利用主体を拡大することについては、リスク検証等への留意が必要。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法律のレベルで当該法人が規定されていることが一つのメルクマールであるが、指定管理者については幅広く法人を対象とできることから、国民の目から見ると法律のレベルでは誰がマイナンバーを利用しているのか不明であるため、慎重に考えざるを得ないと趣旨の発言があったところである。しかしながら、指定管理者は地方自治法に基づく法的手続に従って指定を受けるものであり、地方自治法に基づく条例によって具体的な事務(管理の基準及び業務の範囲等)が規定されていることから、主体や委託を受けた事務の内容は明確になっていると考えられるのではないか。

また、第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、公営住宅関係では、管理代行者が法律上位置付けられているために情報連携が可能であるが、指定管理者は法律上の位置付けがないために情報連携は困難であるとの趣旨の発言があったところである。しかしながら、管理代行者であっても、法律において、具体的な法人名までもが明示される訳でなく、その意味においては、指定管理者と管理代行者との間では法人名の特定において根本的な差異があるわけではない。

加えて、地方公共団体が公営住宅関係で管理代行者と指定管理者のいずれかを選択する際に、制度的な条件が平等でないということは問題ではないか。

これらの点について、関係府省において早急に検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

個人情報保護に対する国民の懸念に対応するため、情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うことができる主体は、法令で明確になっている必要があると考える。

指定管理者は、地方自治法に定められた手続であるとはいえ、法人その他の団体という様々な主体がなり得るものであり、かつ、当該地方公共団体以外の地方公共団体やその住民にとっては認識も関与もできないものとなっている。

情報提供を行う地方公共団体側としては、そのような主体に対して特定個人情報を提供することについて、個人情報保護の観点からの懸念が生じると考えられるため、現時点では、指定管理者を情報連携の主体とすることは困難である。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

重点事項通番:23

(8月8日 第43回専門部会にて審議)

管理番号

299

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における管理代行者に対する情報提供ネットワークシステム利用環境の整備

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、国土交通省

求める措置の具体的な内容

マイナンバー制度において、情報提供ネットワークシステム(NWS)を使用するためには、中間サーバー(SV)が必要となる。

中間SVについて、地方公共団体の首長部局、教育委員会向けのソフトウェアは、総務省において一括して開発されているが、公営住宅の管理代行者向けのソフトウェアの開発は進められていない。

管理代行者に地方公共団体向けの中間SVを経由した、情報提供NWSの利用を認めるよう求めるもの。

具体的な支障事例

【支障事例】

公営住宅の管理代行者が、単独でソフトウェア開発や中間SVを保有する必要があるが、技術や経費の面において、極めて困難である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体の関係機関等による必要な情報の効率的な確認。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携のために必要なものであるため、情報連携の主体において適切に措置していただく必要があります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

公営住宅法第47条により、入居者の決定、同居の承認、地位継承などの権限が管理代行者に移っており、管理代行者の責任において、ワンストップで対応されている。

マイナンバーの導入により管理代行者は、これらの事務において、審査に必要な情報を、地方公共団体から提供を受けたうえで行う必要が生じる。

入居者サービス向上や行政の効率化等の観点に立てば、管理代行者が情報連携を行うことができる環境を整備する必要があるが、管理代行者に設置主体となり費用負担を求めるることは、代行する期限が定められることからも不合理であると考えており、自治体中間サーバープラットフォームが利用出来るよう検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 第1次ヒアリングにおいて、総務省から、中間サーバーについては、地方公共団体情報システム機構が設置・管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構の判断となり、総務省に照会する必要はないとの趣旨の発言があった。これを受け、中間サーバーの利用の可否は地方公共団体情報システム機構が判断する事項であることを地方公共団体向けに明確に示すべきではないか、また、これまで総務省から示されているQ & A(管理代行者は地方公共団体とは別の団体であるためマイナンバー制度による情報連携を利用する場合には独自で中間サーバーを設置する必要がある)は改正すべきではないか。

これらの点について、総務省において早急に検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

今般の提案を踏まえ、デジタル PMO の「FAQ」に、自治体中間サーバープラットフォームについては、地方公共団体情報システム機構が設置・管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構が判断する事項であり、地方公共団体と機構の間で調整する事項である旨の補足を加えた回答を記載することを検討する。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

重点事項通番:29

(8月8日 第43回専門部会にて審議)

管理番号

252

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

法令及び事務処理要領に定める通知カードの券面事項の住所変更追記事務の廃止

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的な内容

住所変更による券面事項の追記は不要に改正する。(事務処理要領の改正)

具体的な支障事例

マイナンバー制度開始に伴い、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加された。

従来の住民異動事務に追加されたこの追記事務は、様々な要因により住民異動が多い自治体では、作業の量・時間において大きな負担となり、住民異動の多い時期は住民にとって窓口での待ち時間増大の要因となっている。

繁忙期の1月～5月では、200～300件/1日を処理し、1件について世帯員4名であった場合、最大1,200枚の追記が必要となる。追記するのは、通知カード以外にも住基カードや在留カードもあるため、追記事務は自治体の大きな負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住所変更による券面事項の追記を不要にした場合、転入・転居などの事務作業のうち通知カードへの記載時間が不要となるため、住民の待ち時間の短縮が期待される。また、住所異動が多い住民は、追記欄不足が頻繁に発生し、通知カードの再交付が必要となるが、住所異動による追記が対象外となれば、再交付件数が抑えられ、発行及び送付にかかる経費の削減を図ることができる。

マイナンバーカードは、本人確認書類となるため、変更事項の追記は必要と考えるが、通知カードは、本人確認書類にはならない書類であり、他に本人確認書類の提示が必要であるため、住所異動まで厳格に記載する必要性はないと考える。

窓口事務の円滑な運用や、住民待ち時間の短縮や通知カード再発行にかかる経費の削減のため制度改正が必要と考える。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第5項
通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第2-3(2)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、川越市、所沢市、桶川市、鎌ヶ谷市、柏市、八王子市、新宿区、文京区、練馬区、川崎市、松本市、東海市、尾張旭市、津市、大阪市、高槻市、広島市、宇都宮市、下松市、山陽小野田市、八幡浜市、北九州市、大牟田市、久留米市、大分市、中津市

○本市は、東京に近いベッドタウンの性格を持ち、住民異動の届出を毎年多く受けている。

制度開始により、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加されたことで、業務量及びその所要時間が大きな負担となり、住民にとっても窓口での待ち時間増大の要因になっている。

また、窓口対応に要する時間が増えたことで、他の業務が業務時間内に終わらず、時間外勤務に繋がるケースも多く発生している。

本人確認に使用できない通知カードの追記事務が不要となることで、職員約1.5人分の業務量が削減となり、直結して増えている住民の待ち時間の減少につながるため、制度改革が必要と考える。

通知カード追記発生要件 = 転入・転居届出

●H27年度

転入届出数 15, 998件

転居届出数 7, 686件

●住民基本台帳人口・世帯数(H28年3月31日現在)

人口 410, 033人

世帯 179, 764世帯

世帯人口 2. 28人

●追記カード数

(15, 998+7, 686) × 2. 28 = 約54, 000枚

●1件あたり追記時間 約3分

●1年に増加する時間

54,000枚 × 3分 = 2, 700時間(348日分) ⇒ 職員1.5人分の業務量

○通知カードは住民票を要する全住民が所持しているものであり、住所異動が発生するたびに通知カードの追記が必要となるため、住民の方の待ち時間が以前より多くなっている。

また、追記欄が小さいため、住所にアパート等の方書を含む場合に追記が複数行にわたり、欄がすぐに埋まり再交付件数が多くなる。

税・社会保障の手続き時にマイナンバーを提示する際、通知カードは本人確認書類にあたらないため、通知カードと本人確認書類を提示しなければならない現在の運用であれば、通知カードは番号提示書類という意味合いが強いと思われ、住所異動まで厳格に記載する必要性はないと考える。

マイナンバーカードについては本人確認書類となるため追記が必要と考えるが、追記欄が小さいため、住所にアパート等の方書を含む場合はすぐに埋まってしまう。シール等を張ることも認められていないため追記欄の拡張を要望する。

○当市においても、平成27年度実績で、年間6592件の転居及び6566件の転入があることから、通知カード及びマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が大きな負担となっている。特に、住民異動が集中する3月～4月については、今年は追記事務が増えたこともあり、例年にも増して窓口での待ち時間が大幅に増加し、多くの市民の方にご迷惑をかけることになった。本人確認書類とはならない通知カードについては、住所変更による追記を不要とするよう制度を改正することによって、処理時間を短縮することができることから、窓口事務の円滑な運用や市民の待ち時間の短縮を図ることが可能になる。

○住民異動及び外国人住民が多い本市では、住所変更があると通知カード・マイナンバーカード・住民基本台帳カード・在留カード・特別永住者証明書の券面記載事項の追記欄への記載作業及び通知カードの表面記載事項の追記欄がいっぱいになったことによる再交付申請作業(追記記載欄が5行しかなく、住所等を2回変更(住所変更を記載するのに概ね2行を要する)すれば3回目には再交付申請が必要)が大きな負担となり、また、住民異動が多い時期については市民の窓口での待ち時間増大の要因となっている。

また、市民が異動届出時に通知カードを提出しなかった場合、14日以内に通知カード表面記載事項変更届を提出し通知カードの表面記載事項を変更しなければならないとされている。

通知カードについては、本人確認書類にならない書類であるため、通知カードの表面記載事項の内容に変更や住所異動があった場合についての手続き及び記載を厳格に行う必要はないと考える。

窓口事務の円滑な運用や市民の手続きの省略や待ち時間の短縮、通知カード再交付にかかる経費の削減のためにも通知カードの表面記載事項の変更届等については不要とするよう制度改革が必要と考える。

○当市は外国人実習生の割合が多く、転入・転居の際に一度に10～20人がまとまって手続きされることもある。外国人の異動の場合、異動届の入力のほかに在留カードに新たな居住地を記載し、さらに通知カード・個人番号カードの券面変更事項を記載しなければならないため、その間対応する事務職員の数が不足し、一時的ではあるが窓口での待ち時間増大の原因となっている。

○マイナンバー制度開始に伴い、通知カードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加された。これ

により、住所変更による通知カードへの追記だけでも、年間約6万3千枚の追記事務が増大し、住所異動の繁忙期においては最大約700枚/日の事務が増大している。

これにより、住民異動の窓口において事務処理時間及び待ち時間が増大し、区民サービス低下の大きな要因となっている。また、増大した事務作業のための人員費も区市町村の大きな負担になっている。

この様な状況の中、次の理由により、通知カードの券面変更事項の追記事務について、「住所変更」については追記の対象から除外する本提案について賛同する。

①通知カードの交付目的は個人番号を通知し当該個人番号を確認するためのものであり、一般的な本人確認書類としては利用できない。また、個人番号の確認においては、通知カードに記載された氏名・生年月日により対象個人を特定できるため、常に最新の住所を追記する必要性に欠ける。

②通知カードの追記事務は法定受託事務の対象外とされているため、全国の区市町村において当該追記事務のための費用負担が発生しているが、真に必要のない事務を見直すことにより、地方財政の健全化に寄与する。

③都市部では人口流動が激しく、頻繁に住所異動を行う者も多く見受けられ、通知カード追記欄の余白が無くなることによる再交付が今後増大すると見込まれる。住所変更の追記を除外することにより、通知カード再交付件数を抑制し、通知カード所持者の手続きの負担軽減、通知カードの再交付に係る経費(国庫補助)の削減が図られる。

○住民異動事務の際、通知カード及びマイナンバーカードに券面事項の追加が必要であるため、住民の待ち時間が増えている。

また、通知カードについては、カードを規定の大きさに裁断する必要があるが、裁断機は高額で購入が難しく、裁断を手作業で対応しているため、住民異動が多い時期は、待ち時間の増大となっている。

○通知カードの追記については、カードを切り取らずに持参する方が多いため、破かないように注意して切り取り、誤りがないように二重チェックで住所等を記載しており、事務量の増大を生んでいる。

これに伴い、1件の異動処理にかかる時間も増大しており、住民の待ち時間は繁忙期最大5時間超となった。

また、転入・転居届出時に通知カードを持参しない住民も多く、後日そのために再来庁していただき、券面事項変更届を記載していただく必要が生じ、住民にとっても手間となっている。

通知カードは本人確認書類とならないことは、総務省からの通知でも明らかにされており、券面記載事項の変更に伴う追記は必要ないと考えられる。

○マイナンバー制度開始に伴い、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加された。

従来の住民異動事務に追加されたこの追記事務は、様々な要因により住民異動が多い自治体では、作業の量・時間において大きな負担となり、住民異動の多い時期は住民にとっても窓口での待ち時間増大の要因となっている。

当区においては、年間の転入者約44,000人(国外転入除く)、区内転居者約30,000人計74,000人全員の通知カード、マイナンバーカードの券面記載(追記)をしなければならない。転入、転居以外にも戸籍届による氏名変更に伴う券面記載も必要になる。マイナンバーカード、券面記載の変更の他に券面アプリケーション、券面入力補助の更新、希望者には署名用電子証明書の更新を行わなければならない。また3~4月の繁忙期は、年間の転入・転居届出の40%が集中する。

追記するのは、通知カード以外にも住基カードや在留カードもあるため、追記事務は自治体の大きな負担となっている。

通知カードは本来、個人番号を住民に通知するのが目的で、本人確認書類として使用できないので、変更事項の券面記載は必要ないのではないか。番号制度上、個人番号と最新の住所の記載が必要ならば、コストがかかるカード形式ではなく、改ざん防止用紙を用いた「個人番号通知」を住所等変更の度に統合端末または既存住基端末から、印刷し交付する方式で十分ではないか。

○通知カードは一般的な本人確認書類としては利用できること及びその主な目的が名称にもあるとおり本人への番号通知であること並びに紙製のカードは保管状態次第で裏書が不能となる状態になりやすいことを踏まえ、番号通知後のカード所持者の手続きの負担軽減及び混雑期における市区町村の事務負担の軽減のため、通知カードへの住所の裏書を廃止するよう要望する。

実際の事務処理にあたっては、カードを持参しない例が散見され、裏書を実施できないことが多い。そのための再来所を求めるこの住民負担は極めて重い。加えて、カードの裏書欄に限りあることも勘案のうえ、住民異動の多い時期は特に大都市圏では住民にとっても窓口での待ち時間増大の要因となっていることも併せてその裏書をしないことを切に要望するものである。

マイナンバー制度においては、他人の個人番号を告知してなりすましを行う行為を防ぐため、個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を行うこととしています。

個人番号カードの交付を受けていない場合などにおいては、通知カードの記載事項及びそれを証する書類により本人確認を行うこととなります。通知カードの記載事項の変更を行わないとすると、本人確認が適切に行えなくなるおそれがあります。

したがって、マイナンバー法第7条第4項又は第5項により、通知カードに係る記載事項に変更があったときは、当該カードの追記欄等に変更に係る事項を記載することとしています。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本人確認の措置として通知カードの提示を受ける場合には、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所が記載されている書類の提示が必要となるが、写真付の1点確認で良い本人確認書類には、氏名・生年月日が記載されており、住所までの確認は不要となる。

また、写真無の書類では、2点の提示であり、実際に提示される想定される書類には、氏名・住所より氏名・生年月日の記載がされたものが主である。

よって、通知カード上の住所が真正である必要ではなく、通知カードの住所変更の記載を廃止することが必要である。

また、通知カードのみ住所変更がされていても、窓口業務の現状では、本人確認書類の住所も変更されていない事例は多く、逆に本人確認書類の住所は変更してあるが、通知カードは変更されていないというケースも多いことが見込まれる。

通知カードと本人確認書類の記載内容の確認は、上記で述べたとおり、氏名・生年月日で十分であり、行政・民間窓口での氏名・住所による本人確認の措置が実施できることによる混乱をさけるためにも、氏名・住所での確認は実施しないことが望ましく通知カードの住所変更の記載を廃止することが必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【柏市】

通知カードと本人確認書類の照合を行うに当たり、住所地の不整合については、地方公共団体の窓口であれば、住基ネットでの住所履歴の確認により対応が可能である。

顔写真の入っている運転免許証、パスポートを本人確認書類として使用する場合でも、パスポートは自身で住所の書換えが可能であることから、住所地の証明としては不適であり、運転免許証も住所変更手続きを行っていなければ、通知カードに記載の住所地との不整合は起こりえてしまう。その場合でも、氏名＋生年月日で照合することとなるため問題はない。

住所地と異なり、生年月日は不变であり、本人確認の情報としては、より確実性の高い情報であることから、照合の際は、氏名＋生年月日の組み合わせを最優先とすることで、殆どのケースは対応が可能である（実際、番号法施行規則第1条第3項に示す本人確認書類（保険証、年金手帳等）に加え、住民票や印鑑登録証等にも氏名、生年月日は記載されている。）

総務省が懸念する、住基ネットが使用できない民間事業者においては、本人確認書類として使用する書類について、相手方に対し、氏名＋生年月日の入っているものを優先して持参することと合わせて、社内に同姓同名且つ生年月日まで合致する者が2人以上いないことが確認できれば、通知カードにおける住所地の不一致は不問とすることで、この問題は解決すると考える。

これらの措置により、通知カードの追記の大半は不要となり、市民の待ち時間及び行政側の負担の軽減が図られることは、双方にとって利益となるのではないか。

【新宿区】

個人番号利用事務等実施者が本人確認の措置として通知カードの提示を受ける場合において、出生の年月日の記載のある書類の提示を受ける場合は、通知カードの氏名及び出生の年月日により確認を行うため、住所の確認は必要とされていない。

このため、運転免許証、旅券、在留カード、各種保険証等の他、出生の年月日の記載のある書類を有している大半の国民にとってみれば、住所変更の都度課されている通知カードの提示及び券面記載事項の変更義務は無用ではないか。特に、外国人住民は出生の年月日の記載のある在留カード等を有しているため、そのほぼ全てにおいて通知カードの住所は必要とされていないと考えるが如何か。

なお、出生の年月日の記載のない書類の提示を受けるケースに対応するためには、住所変更に係る通知カードの券面記載事項の変更手続きを義務化せずとも、本人の希望により行えるよう取り扱いを改めることにより対応が可能ではないか。

【練馬区】

提案自治体である豊田市その他、30近くの自治体が共同提案に連なっていることからも、本事務が多くの住民や自治体に負担になっていることは明らかである。住所等を変更するためには変更がある世帯全員の「通知カード」を窓口に持参し、自治体の職員が全員分のカードの住所等を追記する必要がある。一方で「通知カード」の未交付率(当区は全世帯の約2.2%)も少なくなく、住所変更の際に通知カードを持参しない者も約2~3割存在しているのが実態である。その対応(自治体においては案内・電話対応、カードの再送・再作成などの費用・人員の負担、通知カードの未受領や持参しなかった者の再来庁等に係る住民負担など)も住民と自治体の負担となっている。

国の回答にある番号法の本人確認の措置は、不正を防止するために適切に行わらなければならないが、住民や自治体の負担を考えると「通知カード」の住所等に固執する必要はないのではないか。また、個人番号を証するものとして「通知カード」はカードである必要はないのではないか。現在の住所等が記載されていない「通知カード」が提示された場合は、別の書類などを提示することで確認するなど、住民と自治体の負担にならない方法を検討すべきではないか。例えば、住民が住所等変更した場合は必要に応じて転入届出の際に自治体の統合端末で最新の住所・氏名・個人番号が記載されている「個人番号通知」(A4判改ざん防止様式もしくはコンビニ交付で導入している)を交付するなどの方法で十分ではないかと考える。よって、住民や自治体の負担が大きい「通知カード」の住所変更追記を行わなくても、番号法の本人確認措置が適切に行えるよう法令等を整備し、本提案のとおり「通知カード」の住所変更追記事務を廃止するよう望む。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 第1次ヒアリングにおいて、総務省から、本人確認の措置として通知カードの提示を受ける場合には、本人確認書類として生年月日の記載のない書類を提示するケースにおいては氏名及び住所が通知カードの記載と一致していることを確認することになるが、通知カードに記載のある住所について変更の措置を講じていない場合には、住所の記載が不一致となり、本人確認ができないとの趣旨の発言があったところである。しかしながら、多くの地方公共団体から提案がなされていることを踏まえれば、現場には追記に係る事務負担等の支障があり、かつ、通知カードの住所変更をなくしても制度運用は可能であるという判断が地方公共団体にはあるのではないか。

○ 例えば、住所変更をした者については、住所変更が確認できる書類とセットで提出等を求める等の措置をとれば、本人確認には支障がないのではないか。

また、本人確認の制度の厳格な運用と、地方公共団体における住所変更の追記事務による職員の負担とそれに伴う待ち時間の増大による住民サービスの低下、追記を受けるための来庁に伴う住民の負担等を考慮して制度の見直しをすべきではないか。

これらの点について、関係府省において早急に検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

①第1次回答においては、個人番号利用事務等実施者が、個人番号の提供を受けるときは、番号利用法第16条より、本人確認の措置が必要となり、本人確認として通知カードを提示する際には、番号利用法施行規則第1条第1項第2号より、併せて通知カードに記載されたものと同一の氏名及び出生の年月日、又は、氏名及び住所が記載されている書類の提示が必要となるところ、出生の年月日の記載のない書類を提示するケースにおいては氏名及び住所が通知カードの記載と一致していることを確認することとなるが、通知カードに記載のある住所について変更の措置を講じていない場合には、住所の記載が不一致となり、本人確認が出来ないこととなり、不都合が生じるため、住所の変更について通知カードに追記することとされている旨、回答したところ。

②専門部会からの主な再検討の視点においては、「例えば、住所変更をした者については、住所変更が確認できる書類とセットで提出等を求める等の措置をとれば本人確認には支障がないのではないか」との指摘がある。この点については、確かに、変更後の住所が確認できる書類を持参することは、本人であることを一定証明する資料とはなるが、通知カードに記載された住所と不一致である場合については、本人確認として不十分である。併せて提示される書類の記載が通知カードの記載と一致していることが求められる趣旨は、通知カードは市町村により送付され、記載の変更も市町村により行われる点に、高度の信頼性があるところ、個人番号の提供という厳格に本人確認を実施るべき場面においては、当該通知カードの記載と、併せて提示される書類の記載が

一致していることを求めるという点にある。

③提案団体からの第一次回答に対する見解として、個人番号の提供を受ける際の本人確認として、通知カードと併せて提示される書類としては氏名及び住所より氏名及び生年月日の記載がされたものが主であると想定される、とあるが、併せて提示される書類に生年月日の記載がない場合は氏名及び住所の記載の一致を確認することが想定される以上、住所変更の追記を不要とすることはできない。

④また、通知カードと併せて提示される書類自体の住所が変更されていないため、通知カードの住所の変更を追記する必要性が乏しい旨の見解が示されているが、それは法令等に則り当該通知カードと併せて提示される書類の更新を行うべきものであり、通知カードの住所変更の追記の必要性とは関係がない。

⑤また、追加共同提案団体からの第一次回答に対する見解として、住所の記載が最新になっていない場合の確認については、住基ネットを確認すればよいのではないかとあるが、②で述べた、併せて提示される書類の記載が通知カードの記載と一致していることが求められる趣旨に鑑み、本人確認として不十分である。また、住基ネットで確認できない個人番号利用事務等実施者の対応について、社内に同姓同名かつ生年月日の合致する者がいないことが確認できれば住所の不一致を不問とする旨の提案があるが、特定の条件下における個別の対応であり、制度を変更する事由とはならない。

⑥なお、通知カードへの住所変更の追記が、市町村の事務の負担となっているとのことであるが、制度の根幹を変更しない前提での対応について、要望等があれば実施可能かどうかも含め、引き続き検討する。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

218

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

自主防災組織等への円滑な「避難行動要支援者名簿」の提供のための見直し

提案団体

徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的な内容

地域の支援関係者に対して、平常時においても本人同意や条例の特別の定めを要さずに「避難行動要支援者名簿」の提供が可能となるよう、災害対策基本法の見直しを行うこと。

具体的な支障事例

発災時に避難支援を行うためには、平常時から対策が重要であるが、地域の支援関係者への「避難行動要支援者名簿」の情報提供が十分に行われていない。本県内の市町村においては、名簿情報を外部提供する場合、本人同意を得られた方のみ行っているが、全ての避難行動要支援者から、本人同意を得ることは極めて難しく、名簿の外部提供が進まない要因になっている。本人同意の得られない方の名簿情報を外部提供できていないため、地域の支援関係者との情報共有ができておらず、発災時に円滑かつ迅速な避難支援を行うことが困難な状況にある。平常時においても、災害時においても、情報提供の必要性は変わらないため、災害対策基本法を改正すべきである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「災害に強いまちづくり」の実現が図られる

根拠法令等

災害対策基本法第49条の11

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

千葉県、千葉市、八王子市、阿波市、藍住町、つるぎ町、愛媛県、大牟田市、延岡市、小林市

○災害発生時に、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合には、同意を得ることなく名簿情報を関係者へ情報提供できるが、事前の情報提供がないと災害発生時に避難支援等を円滑に行うことは困難である。

また、避難行動要支援者の個別計画は、自主防災組織や自治会等の地域の方々の協力を得て作成することとなるが、要支援者名簿の外部提供を本人同意なしで可能とし、全ての避難行動要支援者の個別計画の作成を目指すことが望ましいと考える。

○災害の状況によっては、発災後の名簿提供では迅速な避難行動支援活動がとれないことが懸念される。

発災時に支援を行うためには、平常時からの対策が非常に重要であるが、支援関係者への「避難行動要支援者名簿」の情報提供が十分に行われていない。「本人が同意しない場合は、外部提供すべきでない」とされるケ

ースがあり、本人同意の得られる方しか避難行動要支援者名簿が提供されず、全ての避難行動要支援者の個別計画の策定がすすまない。

○要支援者を支援する町会・自治会や自主防災組織から、個人同意等がないと平常時から要支援者に係る情報を得られることで、避難計画など支援者対策が進まないと意見・要望を多数受けている。

○個別計画策定が進まない原因が、本人同意の得られる方しか避難行動要支援者名簿が提供されないことがあると断言することはできないが、都内各区市町村における避難支援プラン(個別計画)の策定状況は、「平成27年度区市町村防災事業の現況」によると、避難行動要支援者 625,862 名の名簿掲載者に対して、16,125 名の個別計画しか策定されていない。

○平常時においても、本人同意や条例の特別の定めを要さずに「避難行動要支援者名簿」の提供が可能となるよう、災害対策基本法の見直しを行うことに同意する。

各府省からの第1次回答

避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者への提供については、心身の機能の障害等に関する情報を他者に知られることにより、避難行動要支援者やその家族等が社会生活を営む上で不利益を受けるおそれもあるところである。

このため、災害対策基本法第49条の11第2項に基づき、平常時から行う提供については、事前に本人の同意を得ることを前提としているが、市町村の状況に応じてより積極的な避難支援も可能となるよう、同項の規定により、市町村の条例に特別の定めがある場合については、本人同意を要しないこととしているところである。

については、平常時に本人同意を要せずに避難行動要支援者名簿の事前提供を行おうとする市町村におかれでは、この制度を活用して取り組んでいただきたい。

なお、本提案は、現在、各市町村の状況により、必要に応じ条例により対応可能な制度となっているところ、地域の状況を考慮せず法律により一律の制度化を求めていたものであり、地方分権改革の趣旨に逆行するものと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

要援護者支援対策、とりわけ個別計画の作成が喫緊の課題となっているが、本人の同意を得ることが難しく、全国的に条例を制定している自治体が少ない中、その取組は進んでいない。「避難行動要支援者」情報については住所や電話番号、避難支援を必要とする事由等であり、個人情報保護に強く配慮する必要があることから、外部提供について同意しない住民が多いのではないかと考えられたため、条例を制定している市町村であっても一切本人の同意を不要とする形ではなく、本人が同意しないとの申出がない限り、名簿登載や外部提供をする形で規定しており、全ての要支援者の避難支援には繋がっていないと聞いている。

こうした状況において、市町村が防災活動を自ら推し進めていくためには、災害対策の国の統一した取組として災害対策基本法に規定することで、取組の促進、効果的な活用や迅速な支援活動が期待できると考えている。

以上のことから、現行法上可能ではあるが、国の施策として、災害対策法への規定を要望するもの。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

個人情報保護やプライバシー保護の点で留意が必要。

各府省からの第2次回答

避難行動要支援者名簿(以下「名簿」という。)は、災害発生時における自力避難が困難な高齢者や障害者等への避難支援体制の構築にあたり、従前においては、高齢者や障害者等に関する個人情報の利用・提供が適切に行えない等の問題が生じていたことから、名簿の作成を市町村に義務付け、その作成に必要な個人情報保護条例との関係を整理するとともに、平常時と災害発時のそれぞれについて避難支援等関係者への名簿情報の提供に係る制度を法制化したものである。

本制度は、自助、共助を基本としつつ、市町村がこれを適切に支援するための体制構築が主眼であり、これを

実効性のあるものとするためには、平常時から避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供しておくことが望まれるところである。

しかし、避難行動要支援者の中には、このような個人情報の外部提供を望まない者も存在するため、「個人情報保護」と「生命・身体保護」のそれぞれの重要性に鑑み、平常時においては、個人情報保護の観点から、本人同意を得た場合のみ名簿情報の提供を可能とともに、災害発生時においては、個人情報の利用による利益が個人情報の保護による利益に優越するとの判断に基づき、市町村長が「特に必要がある」と認めるときは、当該同意を得ていない場合についても当該提供を可能としたものである。

このように、平常時からの避難支援等関係者への名簿情報提供について一律に法律により可能とすることは、個人情報保護の観点から適切ではない。

このため、名簿の活用については、個人情報の保護を図りつつ災害発生時に避難行動支援が行えるよう、市町村においては、引き続き名簿情報の外部提供に係る本人同意に努めていただくことが重要である。

内閣府としては、住民の理解を助け市町村の避難行動支援の取組を支援するため、平成29年度までに、名簿に関するパンフレット作成等の普及・啓発を行う予定である。各市町村におかれましては、このパンフレットを活用するなど、今後も災害発生における住民の生命・身体の保護に取り組んでいただきたい。

なお、各市町村の状況に応じ、特に条例で定める場合には名簿情報を本人同意を要せずに外部提供することも可能であり、この規定を適用する市町村においては、当該市町村の避難行動要支援者に係る個人情報保護について、当該市町村の状況及び個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、適切な判断の下で行われるものと考えている。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

232

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

広域連合が地方創生推進交付金を申請した場合の取扱いの見直し

提案団体

関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的な内容

地方創生推進交付金の申請にあたり、関西広域連合についても全国の都道府県と同様に、5事業の申請を可能とするとともに、広域連合が申請した場合に関係地方公共団体が1事業ずつ申請したものとするという取扱いを行わないこと。

具体的な支障事例

地方創生推進交付金の申請手続きでは、広域連合が推進交付金の申請を行った場合には、関係地方公共団体が広域連携事業を申請するのと同様、それぞれが1事業ずつ申請したものとすることとされた。

広域連合が処理する事務は、構成団体が処理権限を有する事務の一部を規約により広域連合に移管し、広域連合がその権限と責任のもと処理するものであり、各地方公共団体が実施権限を有し、連携を図りながら実施する広域連携事業とは、大きくその趣旨が異なることから、両者を同一視すべきではなく、関西広域連合が交付金申請を行うことにより、構成関係府県市の申請枠に影響を及ぼすことは、当該関係府県市に大きな支障を及ぼすことになる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

関西広域連合は、既存の府県事務の連携という範疇を越え、都道府県とは別の特別地方公共団体として、先駆性を発揮した広域的な事業を展開している。このような団体は全国でも関西広域連合のみである。

広域連合では、例えば、関西の強みである健康・医療分野において、イノベーション部局を所管する兵庫県が関西の産学官を連携させ、健康長寿に向けた健康・医療の新たなしくみづくり、モデルの開発の実現を目指す関西健康・医療創生会議を設立(H27.7)した。同会議のもと、関西広域の共通課題として取り組むべきテーマごとに分科会を設置し、シンポジウムや産学官連携による調査研究等を行うことでビジネスイノベーションを実現し、新たなしごと創生につながるものである。当該事業などを広域連携事業として取り扱わず、5事業までの申請が認められれば、地方創生に資する大規模な事業が推進できる。

根拠法令等

地方創生推進交付金制度要綱

平成28年度における地方創生推進交付金の取扱いについて

地方創生推進交付金に関するQ&A

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

徳島県

○地方創生推進交付金の申請手続きでは、広域連合が推進交付金の申請を行った場合には、関係地方公共団体が広域連携事業を申請するのと同様、それぞれが1事業ずつ申請したものとすることとされている。

本県においては、5事業の申請枠を活用することとしており、広域連合が広域連携事業として交付金申請することについて推進すべきとするものの、本県を含めた構成府県市の申請枠にまで影響を及ぼすことは本旨ではなく、本県のみならず構成府県市にも大きな支障を及ぼすこととなる。

各府省からの第1次回答

広域連合及び一部事務組合については、主に都道府県から構成されている場合には2事業まで、主に市区町村から構成されている場合には1事業まで申請することができるとしており、また、その際、広域連合及び一部事務組合の申請事業数については、それを構成する各々の地方公共団体の申請事業数の「目安」の内数としてカウントすることはしないとの取扱いをしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

貴府回答については、平成28年6月20日付け地方創生推進交付金に関するQ&Aの改正により承知しており、これまで関西広域連合が要望させていただいた内容に対して御配慮いただけたと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

243

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

広域連合への災害救助法の特別基準決定権限の付与

提案団体

関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的な内容

災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、大規模広域災害時における特別基準の決定権限を、関西広域連合にも認めること。

具体的な支障事例

【広域的な視点での救助の必要性判断】

大規模広域災害発生時には、ある程度の地域的なバランスや、最低限の水準維持が必要になる場合もあり得るため、国に代わり、地方自治体である関西広域連合が調整し、決定することが地方分権の趣旨に合致し、かつ効果的である。

【適用が想定される災害】

南海トラフ地震等、複数の関西広域連合構成府県において災害救助法の適用があった災害

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・被災地のニーズが迅速に救助内容に反映され、的確で十分な被災者支援が実現する。
- ・関西広域連合においては、関西広域連合及び構成府県市や関係機関・団体等が、南海トラフ地震等の大規模災害発生に備え、とるべき対応方針やその手順を定めた「関西防災・減災プラン」の策定、同プランに基づく具体的な活動手段を定めた「関西広域応援・受援実施要綱」の作成、さらには、大規模災害が発生した場合を想定した広域訓練の実施など、広域調整機能を発揮している。府県域を越える広域行政課題の解決を図る目的と、その能力を有する関西広域連合が、広域的な視点で検討・決定することにより、一定水準の救助内容が確保され、広域的に均衡のとれた救助を速やかに実現することができる。

【構成府県との役割分担】

関西広域連合：連合管内の救助水準の決定

構成府県：救助の実施

根拠法令等

災害救助法施行令第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

徳島県

○複数の府県を跨ぐ大規模広域災害の場合、ある程度の地域的なバランスや、最低限の水準維持が必要と

なる場合もあるため、関西広域連合が調整し、決定することが効果的である。

各府省からの第1次回答

災害救助法は法第1条により「この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い」と規定されており、国の責任において、法第2条により都道府県知事が法定受託事務として救助が実施されるものである。

そのため、一般基準についても内閣総理大臣が定めた基準に従い、予め都道府県知事が定めることとされ、特別基準についても、国の責任において災害に即した救助が行えるように協議を求めていたため、ご提案の内容は法律の趣旨に反するため、対応することはできない。

なお、協議については文書をもって行うこととされているが、担当者間における電話等の事前協議を行い、事後的に文書で正式に協議を行うなど事務の簡素化を図っているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

被災地のニーズが迅速に救助内容に反映され、また、広域的な災害における地域バランスを考慮した一定の救助内容が確保されるよう、制度設計を見直すべきであると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

手挙げ方式による検討を求める。

各府省からの第2次回答

災害救助法による救助は、第1条において、「この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い」と規定されている通り、国の責任において行われるものであり、都道府県知事が法定受託事務として救助を実施し、国がその費用の一部を負担しているものである。

そのため、一般基準についても内閣総理大臣が定めた基準に従い、あらかじめ都道府県知事が定めることとされ、特別基準についても、あらかじめ法令上基準を設定することが困難な中で、国の責任において災害に即した救助が行えるように協議を求めていたものであり、ご提案の内容は法律の趣旨に反するため、対応することはできない。

一方、広域的な災害における地域バランスを考慮した一定の救助内容が確保されるよう調整を行うことも必要であり、例えば広域連合が事務的な窓口として、こうした調整や都道府県の特別基準を取りまとめて一括して国との協議を代行するなどにより、事務作業の簡素化が図られることも考えられる。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

244

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

地域主体の復興を実現する制度的枠組みの創設

提案団体

関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的な内容

「大規模災害からの復興に関する法律」(以下「大規模災害復興法」という。)に定める国の復興基本方針の策定にあたり、広域連合を含む被災自治体の意見を反映させる制度的枠組の創設を求める。

具体的な支障事例

【国主導の復興推進】

阪神・淡路大震災の際には、被災地主体の復興を国が最大限支援するしきみが採用され、被災地の意向や実情を反映した復興対策が実現した。将来の大規模災害における復興にあたっても、国主導の復興推進ではなく、地域主権の理念のもと、地域主体の復興が実現できる制度的枠組が不可欠である。

しかしながら、東日本大震災を踏まえて制定された大規模災害復興法においては、国が復興対策委員会の意見を聴いて復興基本方針を策定することとされ、被災自治体は、復興対策委員会に委員として参加する可能性が示されているのみである。

大規模災害復興法を改正し、被災都道府県知事、広域連合長による復興基本方針に対する提案権限の創設、復興対策委員会への被災都道府県知事、広域連合長の参加義務づけなどにより、被災地重視の枠組への転換が必要である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

被災都道府県の意見が確実に国の復興基本方針に反映されることとなり、地域主体の復興推進が実現する。

根拠法令等

大規模災害からの復興に関する法律第7条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

徳島県

○大規模災害復興法で定められる復興対策方針の決定については復興対策本部に置かれた復興対策委員会から有識者あるいは関係地方公共団体の長から総理大臣が任命することとなっているが、被災都道府県知事、広域連合長の参加が義務付けられていない。被災地や被災地域の意見が反映された地域主体の復興基本方針を策定するためには、復興対策委員会にこれらの被災地からの委員を必ず任命し、地域主導の復興の体制づくりを行うべきである。

各府省からの第1次回答

大規模災害からの復興は、「大規模災害からの復興に関する法律」の基本理念(第3条)に規定されているとおり、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して推進するものであり、復興基本方針の策定においても、被災地・被災自治体の意向を十分に反映させる必要がある。

このため、同法においては、復興対策本部が復興基本方針を作成する際に、関係地方公共団体の長や有識者を構成員とする復興対策委員会の意見を聞くことが義務付けられており(第6条第2項及び第7条第4項)、現行制度においても広域連合を含む被災地方公共団体の意向を十分に反映させることのできる仕組みとなっている。

実際、復興基本方針が策定される場合には、被災地域の意向を十分に踏まえたものとなるような委員会の構成を行うこととなると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

貴府回答では、被災地・被災自治体の意向を反映させる仕組みとなっているということであれば、復興対策委員会の構成員として、「関係地方公共団体」に「被災自治体」が含まれることが明確に理解できるよう、法令上明言すべきと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管府省からの回答が「現行制度においても広域連合を含む被災地方公共団体の意向を十分に反映させることのできる仕組みとなっている」となっているが、事実関係について、提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

第1次回答のとおり、現行法上、復興基本方針の策定に当たっては、関係地方公共団体の長や有識者を構成員とする復興対策委員会の意見を聞くことが義務付けられている。また、同法では「国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同」することが基本理念にも掲げられている(第3条)。ここで言う「関係地方公共団体」「地方公共団体」は当然に被災自治体(被災地が関西圏である場合は特別地方公共団体である関西広域連合も含む)を念頭に置いたものであり、被災自治体が復興対策委員会の構成員となることは自明であるが、趣旨が明確になるよう改めて周知を図ることとしたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

245

提案区分

A 権限移譲

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

関西広域連合への復興方針策定権限の付与

提案団体

関西広域連合、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的な内容

関西広域連合への復興方針策定の権限の付与を求める。

具体的な支障事例

【関西広域連合による復興方針の策定】

大規模災害復興法では、被災都道府県が復興方針を策定する際に、他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の地方公共団体の長の意見を聞くこととされている。

関西のように、市街地が複数の府県にまたがって広く連たんしている地域が南海トラフ地震や大規模な直下型地震に見舞われた場合、広域的に被害が発生し、隣接府県の知事の意見交換では足らず、地域全体の長期的なあり方を展望した広域調整が必要となる。

府県域を越える広域行政課題の解決を図る目的と、その能力を有する関西広域連合に対し、関西全体を見据えて意見調整を行い、関西としての復興方針を策定する権限を付与するべきである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

・府県・政令市で構成する関西広域連合が復興方針を策定することにより、関西全体を見据えた復興の姿が迅速に示され、実現する。

〔構成府県との役割分担〕

関西広域連合：広域課題に基づく復興方針の策定

構成府県：上記以外にかかる復興方針の策定

根拠法令等

大規模災害からの復興に関する法律第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

徳島県

○広範囲にわたる大規模災害が発生した場合の復興のため各府県単独で復興指針を策定することは、府県間の連携が考慮されておらず、復興の支障となり得ると考える。効率的な復興のためには関西広域連合が司令塔となり府県を超えた長期に渡る広域的な調整を行い、復興計画を策定するべき。

各府省からの第1次回答

大規模災害からの復興は、「大規模災害からの復興に関する法律(以下「復興法」という。)」の基本理念(第3条)に規定されているとおり、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して推進するものである。

このため、復興法において、被災都道府県の知事は、国が示した復興基本方針に即して都道府県の区域に係る復興のための施策に関する方針(都道府県復興方針)を定めることができることとされており、策定に当たっては、他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならないこととされ(第9条)、関係都道府県の意見が十分に反映される仕組みとなっている。

復興法の体系は、災害対応において国・都道府県・市町村がそれぞれの責務を有する災害対策基本法の体系にも沿ったものであり、復興法の基本理念にも即し、それぞれの役割分担を規定しているものである。

現行の体系により、広域連合の区域内にある被災都道府県が策定する都道府県復興方針に、広域連合を構成する各県の意見を十分に反映させることは可能なものとなっていると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

南海トラフ地震等により広域的に被害が発生した場合、地域全体の長期的なあり方を展望した広域調整が必要となるが、現行法上、広域にわたる府県間の調整が明記されていない。関西全体を見据えた復興の姿を迅速に示し、実現するためにも、広域調整機能を有し府県域を越えた広域課題に取り組む関西広域連合が、関西全体の復興方針を策定することに、十分意味があると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

手挙げ方式による検討を求める。

なお、所管府省からの回答が「現行の体系により、広域連合の区域内にある被災都道府県が策定する都道府県復興方針に、広域連合を構成する各県の意見を十分に反映させることは可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

第1次回答のとおり、被災都道府県知事が都道府県復興基本方針を策定する際には、あらかじめ他の地方公共団体の長の意見を聞かなければならないこととされ、関係都道府県の意見が十分に反映される仕組みとなっている。ご指摘のように広域連合が当該区域に係る広域的な復興方針の策定を含む広域調整を行うことが適切かどうかは、災害の規模や被災地域の範囲等によるため、一概に規定することは適切ではないと考えられるが、貴団体意見に鑑み、広域連合の区域に係る復興基本方針の策定に際しては、必要に応じ当該広域連合との適切な意見調整が図られるよう、法律の趣旨について改めて周知を図ることとしたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

重点事項通番:12

(8月5日 第42回専門部会にて審議)

管理番号

265

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

家庭的保育事業等における食事提供の特例に関する搬入施設の緩和

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

家庭的保育事業等の食事の提供の特例について、搬入施設の制限を緩和し、現に幼稚園等へ搬入を実施して園児の食の安全性等が一定程度担保されていると認められる民間事業者も利用できるようにする。

具体的な支障事例

搬入施設が、連携施設(認可保育所等)、同一法人または関連法人が運営する小規模保育事業所等に限られていることから、次のような支障が生じている。

- ① 連携施設では給食搬入のノウハウがないため、給食及び搬入時に起きた事故のリスク配分が難しいという意見があり、検討が進んでいない。
- ② 少人数の保育を行っている家庭的保育事業者や小規模保育事業者が自園調理を行う場合、1日数時間のために調理員を雇用することが難しい上、献立に関する栄養士の指示を確保する手段を探すなど、専ら保育従事者が経営する事業者では、保育以外に行わなければならない事務負担が大きい。また、連携施設から搬入する場合でも、調理したものを運搬する人材は、勤務時間が短く、報酬も安価となるため、確保することが難しい。
- ③ 主に自宅で保育を行っている家庭的保育事業者や保育人数が少ない事業所では、自園調理により安全な給食が提供できる環境を整えることが困難であり、かつ、地域内に同一法人等が設けられず特例である外部搬入もできないため、認可への移行が阻害されている。認可外事業者のままでは、行政の指導等が行き渡らないため、保育の質の向上には繋がらない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

外部搬入先の制限を緩和することにより、園児の食の安全性等が一定程度担保されていると認められる民間事業者の参入を促し、事業者の搬入等のノウハウを活用して、保育事業者のリスクマネジメントを軽減し、園児の食の安全の確保を行うことが可能となる。

根拠法令等

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第16条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、神奈川県、高知県

○調理室のない幼稚園で、空き教室等を活用し小規模保育事業を検討している学校法人があるが、当該幼稚園と隣接している民間給食センターからの外部搬入が認められれば、調理室 자체を整備する負担がなくなるほ

か、遠方の連携施設から搬入する際の衛生上のリスクを負うことなく食事の提供が可能となり、合理的であるため、外部搬入先の制限の緩和には賛成である。

各府省からの第1次回答

- 子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、また、子どもの健康支援のために「食」は大変重要であり、乳幼児期における望ましい食習慣の定着及び食を通じた人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保育サービスの提供の際は、食に関する取組を積極的に進めていくことが求められている。
- 家庭的保育事業等は、保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施するものである。
- 加えて、3歳未満児はそれぞれの子どもによって発育状況の差が大きく、1人1人に合った給食や離乳食をきめ細かく提供する必要があり、アレルギー対応についても特段の注意が必要である。
- こうした点を踏まえ、家庭的保育事業等については、細かい配慮が可能な自園調理を原則とし、外部搬入については、一定の要件を満たす家庭的保育事業者等のみに認めるとともに、外部搬入先についても、連携施設等、きめ細かな対応や援助が可能な施設に限定しているところである。
- 本要望は、こうしたサービスの特性や食育の重要性、安全性の確保・配慮への視点を欠くものであり、対応は困難。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

- 8/5 実施のヒアリングでは、「食育」のために調理の姿を見る重要性も説明していたが、認可保育所においても食品衛生上、調理室と保育室を厳密に分けており、調理中の様子だけでなく、食材や食べ方など様々な点で「食育」を実践してきている。
- 離乳食など一人ひとりに合った食の提供については、業者との契約により、オーダーシート等による細かな指定も可能だと考えている。
- アレルギー対応等のため、きめ細やかに提供できる自園調理が必要であると主張しているが、家庭的保育事業等の認可基準では、調理員に、栄養士や調理師免許などの要件はなく、かつ、調理について検査する体制は規定されていない。調理員を雇用した保育職員にとっては栄養等の専門的なチェックが難しい状況でもあることから、自園調理が安全上、特段の注意が保たれるとは言い難い。その点、日常的に特定施設(園など)に給食を提供する事業者は、組織的にチェック体制があり、かつ、事業者のある住所地の保健所に給食施設としての届け出を行って、保健所の状況確認を受けている。(都では、保健所が、年2回栄養報告を提出させ、内容を確認後、状況に応じて現地指導を行っている。)
- 厚生労働省が特例として認める外部搬入先についても、一部の小規模保育事業者を除き、給食提供事業者と同様の届出が行われており、提案した民間事業者についても「きめ細かな対応や援助が可能な施設」に十分に該当すると考える。
- 多くの家庭的保育者が自宅で開業している現状において、ちょうど散歩で家を空ける時間に、家族以外の調理員を一人家に残して昼食の準備をしなければならない点、家庭的保育事業実施場所での調理設備で、認可保育園と同等の衛生管理や栄養管理を行うとすると、家庭的保育者の負担が著しく増大する点などから、自園調理を全ての家庭的保育者が行えるわけではない。
- そこで、連携施設からの搬入について考えると、特に多数の家庭的保育者がいる自治体においては、提供する対象児童が少人数(3名から5名)かつ多数か所(最大55か所)であるため、調理や運搬のコストが大きく、連携施設側の職員の体制作りが困難であり、かつ各家庭的保育者と連携施設の設定も困難な調整が伴う。このような現状において連携施設を設定することは、最大限の努力をしてもなお、きめ細やかな配慮をどこまで確保できるか疑問である。
- 安全性の確保・配慮とのことであるが、調理済み食品の搬送のノウハウのない連携施設と地域型保育事業者が、食事の搬出入を行うことを考えると、最大限の努力をしてもなお、安全性の確保ができるかは疑問である。この点において、一定の基準を満たした、実績のある専門の民間事業者と契約を締結したうえでの食事搬入を選択肢に入れることは、栄養面や衛生面から、主旨に反しないと考える。
- 搬入施設について緩和が認められないのであれば、具体的な支障事例に挙げた人材の確保に、必要かつ十分な経費を公定価格に盛り込むことが必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【いわき市】

○本市における事例として、ある民間給食施設はH12から幼稚園専門の給食を調理・運搬しており、現在も市内14幼稚園等に年間約19万食を提供している。このような大量の食事の提供を行う中においても、1,800人以上の子どもに対するアレルギー食の対応はもちろんであるほか、食材、水等にも徹底した管理を行っており、きめ細やかな対応等による安全性の確保は十分に果たせるものと評価できる。

○本市に限らず、このような実績のある民間給食施設であっても外部搬入先としては認められない現状では、調理室のない幼稚園内で小規模保育事業を実施する場合などに、(仮に当該民間給食施設が幼稚園に隣接していたとしても)自園調理を行うために新たに人を雇う、あるいは調理業務を委託して調理する、場合によっては新たに施設整備を行い調理室等を整備するといった準備に係るコストや時間が嵩み、それがハードルとなって、結果的には待機児童の早期解消という目的の達成も遅延する要因になると考える。

○食育に対する積極的な取り組みは重要であるものの、食育の重要性や安全性などの点において、即、外部搬入先に民間給食施設が加わることができないと一律的に判断することは適切ではなく、「対応は困難」とする回答は妥当性を欠くものと思慮する。

○このため、どういった場合であれば外部搬入先として民間給食施設が設定できるのか(逆に設定できない場合はどういった場合か)、基本的な全国統一の最低基準を国が示したうえ、地域の実情に応じ各自治体が一定の裁量の下で判断できる制度の構築を希望するものである。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、検討に当たっては、アレルギー対応等、食の安全が確保されることを前提とすること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○現行で認められている連携施設等からの外部搬入の場合において、食育や衛生面の観点から、適切な食事提供が可能であるとする理由は何か、具体的に明示していただきたい。

○ヒアリングの場において、「調理設備等の衛生面から考えても、自園調理が好ましい」旨の説明があったが、家庭的保育事業等は、保育所と異なり、家庭的保育者の居宅等において保育を実施しており、調理設備の衛生面については、むしろ外部搬入の方が安全と言える場合も考えられるのではないか。

○連携施設等からの外部搬入の場合と同一の要件(例えば、食育の観点、衛生面、栄養面の体制・能力や、アレルギー・アトピーへの対応等)を満たす事業者であれば、搬入施設として認めるることは可能ではないか。

各府省からの第2次回答

食事は、子どもの生命の維持及び発育に不可欠であり、心身の成長に大きくつながっていることから、保育所等での食事提供においては

- ・一人ひとりの子どもの毎日の体調や発達の違い、生活状況を見て、体調不良のときはスープなどの食べやすいものを提供したり、食物アレルギーのある子どもについては調理器具を専用のものにしたり、障害のある子どもにはのみこみやすいよう細かく刻んだ食事を提供するなど、きめ細かな個別対応を行う
- ・子ども自身の感覚や体験を通して、食への関心や食材・調理する人への感謝の気持ちを育てることができるよう、調理プロセスや雰囲気がわかつたり、調理中の音や料理のにおいを感じたり、適切な温度で料理が提供されたりなど、期待感と満足感を感じられるような環境を整える

ことが必要である。

○このため、家庭的保育事業等については、家庭的保育に近い雰囲気できめ細かな保育を実施するものであることも鑑みて、職員が子どもに直接的に関わることができ、また、調理から食事まで一貫して責任を担うことができる自園調理を原則とし、調理員の配置や調理設備の設置に必要な費用を考慮して公定価格を設定している。外部搬入については、

- ・食事提供の責任を負うことなど、一定の要件を満たす家庭的保育事業者等のみに認めるとともに、
- ・外部搬入の依頼対象についても、連携施設や同一法人・関連法人の事業所等、当該家庭的保育事業者等との意思疎通や安全衛生面等の確認、食事提供にあたっての相談や助言等を円滑かつ迅速に行える施設に限定しているところである。

○一方で、現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、

- ・調理設備を整えるための準備期間が必要であること
- ・調理員の確保に向けた調整が必要であること

- ・衛生管理上必要な対応を検討し、実施することが求められること
 - ・アレルギー児対応を含め、適切な給食提供の方法を習得する時間が必要であること
- 等の理由から、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間についての経過措置を設けているところであり、ご提案のような支障事例や構造改革特区での実施状況、内閣府地方創生推進事務局に設置された構造改革特別区域推進本部の対応方針等も踏まえ、どのような対応が考えられるかについて、今後の新制度全体に係る見直しの中で検討を進めていく予定である。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

重点事項通番:12

(8月5日 第42回専門部会にて審議)

管理番号

266

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

家庭的保育事業等の連携施設に関する規定の要件緩和

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

待機児童の生じている自治体において、家庭的保育事業等の連携施設を確保しないことができる経過措置期間(平成32年3月31日まで)を「当分の間」とする。

具体的な支障事例

待機児童が生じている自治体では、5年間の経過措置や、その期間に適用される公定価格の減額について、次のような支障がある。

① 都市部で整備されている乳児から入所できる100名以下の認可保育所では、新たに入所できる3歳児定員の枠が少なく、小規模保育事業等の卒園児を受け入れることができない状態(いわゆる「3歳児の壁」の一つの要因)が生じている。こうした自治体では、認可保育所等の整備が進まない中で、平成32年3月末までに小規模保育事業者等の責任で連携施設を設けることが困難である。

② 新規参入した事業者は、地域での繋がりが弱く、既存の保育所等を連携施設として確保することが難しい。平成32年度に経過措置が終了することを念頭に、連携施設が確保できないことを理由として参入を諦める事業者もいる状況がある。

③ 自治体によっては、連携施設を確保しないことができる期間について、公定価格の減額分を自治体が費用を持ち出し、事業者の負担を軽減して参入しやすい環境を整えているところもあるが、経過措置が終わった平成32年4月以降に、卒園児受入れの項目のみが達成できることを理由に連携施設が非設定であるとして事業認可を取り消さざるを得ないのは、継続的な保育の提供ができないだけでなく、保護者の理解も得ることができない。

④ 保護者が連携施設ではない保育所等への入所を希望する場合も多く、その場合は区が利用調整を行っている状況である。保育状況が継続されることが保障されていれば、卒園児受入れのための連携施設を設ける必要性が乏しい。子ども・子育て支援新制度の一つの柱として地域型保育事業(家庭的保育事業など)を開始したが、待機児童が多い自治体では、連携施設の確保が反って事業者の参入を阻害する要因となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

待機児童が生じている都心部では、認可保育所(定員20名以上)に適した広い面積の不動産が確保しにくい状況であり、テナント物件などを活用した小規模保育所(定員19名以下)が整備できることで、全体の確保数を増やすことが可能となる。

根拠法令等

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第6条第3号、附則第3条特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)第1条第30号及び

別表第2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

文京区、多摩市、神奈川県、横浜市、尾張旭市、京都市、八女市、大分市

○本市においても小規模保育事業所の連携施設を設定できずにいる施設があり、その要因は連携施設となる施設の入所状況が厳しく、優先的に小規模施設からの受入れをすることができないことがある。5年間以内に改善される目途は立っておらず、改正が望ましい。

○待機児童が発生している未満児の状況を解消するため、小規模保育事業所の整備を進めているが、3歳の壁が生じる恐れが高い。当市では、小規模保育事業所卒園者に加点をすることで、どこかの園に入園できるよう調整していくが、連携施設として1箇所を固定することが難しい。本市内の保育園は、公立・私立共に定員がほぼ埋まってしまう状況であり、小規模保育事業者から調整を依頼された場合、市としても調整が難しい。

○待機児童が生じている本市においては、既に定員を超過している施設が多く、新たに小規模保育事業の卒園児（3歳児）を受け入れる余裕がないため、小規模保育事業者等が連携施設を設けることが困難となっている。

○3歳未満児の待機児童解消に向けて、小規模保育所3箇所の新設や家庭的保育事業者の定員拡大を進めている。この連携先として、幼稚園の認定こども園への移行により3歳以上の保育が必要な幼児（2号認定）の受入をお願いしているところだが、幼稚園の動きも鈍く、計画期間内に連携園を確保することが困難な状況になっている。

○本県においても、家庭的保育事業等68施設（政令市・中核市を除く）あるうち、連携施設が設定されているのは26施設にとどまっている状況である。小規模保育施設など家庭的保育事業等は年々増加している中、現状から推察すると、経過措置期間中に全ての施設において連携設定がされるのは難しいと考えられる。

○本市においても、保育所における3歳児の入所枠は、限られており、小規模保育事業者が3歳以降の受け入れ先の連携施設を確保することは困難な状況である。また、代替保育の提供においても、児童の受け入れ又は職員の派遣をする余裕が保育所になく、連携施設を確保することは困難な状況である。そのため、待機児童が生じている又は保育所において定員外児童を多く受け入れている都市部においては、経過措置を「当分の間」とする必要性がある。

○3歳児の保育所待機児童の発生している状況下で、3歳児以降の受け皿を設定、確約することは、事実上不可能な状況である。また、平成32年度以降の保育所待機児童の状況について見通しが立たない現況下において、3歳児以降の受け皿の設定を前提とした小規模保育事業等、地域型保育事業の開設を進めていくことは厳しい状況である。認可保育所に適した物件が少ない都心部において、規模の小さなテナント物件等を活用できる小規模保育所の設置は、待機児童解消に有効であることから、経過措置期間を「当分の間」とし、延長することを要望するものである。

各府省からの第1次回答

○家庭的保育事業等は0歳児から2歳児までの保育サービスを担う事業である。当該事業における連携施設の設定は、卒園後の保育の受け皿が確保されるだけでなく、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。

○したがって、家庭的保育事業等については、上記の保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めているところであるが、制度を創設したばかりの第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間は、連携施設の確保・設定が困難な場合も見込まれるため、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合については、市町村は、連携施設の設定を求めないことができる、という取扱いとしている。

○当該経過措置を延長することは、保育ニーズが一層高まりを見せている中、3歳以降の保育所等への移行が十分に進まなくなり、いわゆる「3歳の壁」の問題をより一層深刻化するものであるとともに、連携施設が保育内容の補完、代替保育の提供など、家庭的保育事業等の質の向上に当たって特に重要なものであることにも鑑みれば、対応は困難。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○待機児童数の増加により、さらなる整備が必要となっている。

新設の整備に要する期間（新築マンション内で開設の場合は確認申請から開設までは約3年）や住民反対による対応期間等も考慮すると、31年度末までに既存の保育園等を卒園児を受入れる施設として設定することが難しい状況である。そのため、自治体が行っている「利用調整」の機能を使い、指標を加算するなどにより、継続的

な保育を確保できると考えている。

3歳以降の保育所等への移行を進めるために、保育所や認定こども園だけでなく、幼稚園における長時間預かり保育等の拡大が必要となると考えている。しかしながら一部の私立幼稚園では経営理念や、実施にあたって必要な人員確保等の経営面で課題があり、3歳の保育確保が進まない状況である。28年春に文部科学省より私立幼稚園に対して、預かり保育の推進が通知されているが、定着までにはまだ一定の時間を要するを考える。更なる後押し(補助)も必要である。

家庭的保育事業等の卒園児受入れについて、利用者(保護者)にあらかじめ3歳児以降の施設の利用調整について十分な周知を図ることで、保育所等への移行は円滑に進むものと考えている。

○待機児童解消に即応する小規模保育事業所の整備は、今後一層進む一方で、連携先となる認可保育所については、大幅な増設の計画はない。小規模保育事業所の2歳児の定員は、9人程度の施設が多いが、9人の受け皿を1か所のみとの連携で確保するのは難しく、複数の連携施設を設定することになる。その結果、他の小規模事業所や家庭的保育者等と重複しての設定となり、受け皿定員を上回る利用希望があった場合は、やはり利用調整が必要となる。質の向上を利用者が実感するのは、連携園が設定されているということだけではなく、円滑に卒園後の利用ができた場合である。そのためには、受け皿定員枠を含む入園に係る事務の再構築を行う必要があり、事業者との協議およびシステムの改修も含めて取り組まなくてはならない。また、事業者間でも、連携協定等の締結に向けた協議や調整が必要である。いずれも、円滑な事業所運営や待機児童解消に努めながら取り組むため、経過措置期間に全ての連携施設を設定するのは、時間的にもマンパワー的にも非常に困難である。経過措置期間内に連携施設の設定ができないことで認可の取り消しを行うのは、それまで事業所が向上させてきた質を失うとともに、待機児童解消の方向に逆行することになるため、経過措置期間を当分の間延長することを要望する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【横浜市】

横浜市でも、家庭的保育事業等の連携施設の設定については、区役所を中心に認可保育所や幼稚園等へ働きかけ、積極的に進めているところだが、現時点で連携を締結できた施設は4割程度に留まっている。既存認可保育所は、2歳と3歳の定員差が少なく、また定員外で受入を行っている実態があることから、今後、家庭的保育事業等の卒園後の進級先を確保していくことは非常に厳しい状況にあるため、各都市における連携先確保の実状を踏まえた判断を要望する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○連携施設の機能のうち、保育内容の補完(省令第6条第1号)と代替保育の提供(同条第2号)については、現行の連携施設でなくとも、自治体の支援(区立の保育所での集団保育や、区の保育士による代替保育)や家庭的保育事業者等との連携などで対応が可能であり、保育内容の補完(1号)・代替保育の提供(2号)の機能と、3歳児以上受入(同条第3号)の機能を切り離して考えることができるのではないか。

○機能を切り離して考えることを前提に、満3歳以上受け入れ(3号)の機能については、たとえば、家庭的保育事業所等の卒園児は入所調整における加点を高く設定し、優先的に認可保育所等への入所が可能となるような工夫を行う等、市町村の利用調整機能によって補完すれば、「3歳の壁」の懸念は解消されると考えられるのではないか。

各府省からの第2次回答

家庭的保育事業等については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、家庭的保育事業等を利用する保護者の安心及び事業の安定性の確保のために、

①卒園後の3～5歳児の受け皿

②集団的保育を体験させる機会の提供や食事の提供に関する支援、合同での健康診断の実施や園庭の開放、家庭的保育等事業者への助言など、保育の内容に関する支援を行う場

③家庭的保育事業者等の職員が病気等により保育を提供することができない場合の代替保育の提供の場として、連携施設を設定することを求めているところであり、各自治体に対して、連携施設の確保に積極的に関

与いただくよう通知しているところである。

連携施設から受ける支援内容については、原則として①～③の全ての支援を受けることが想定されているが、連携施設を複数設定し、ある連携施設から①の支援を、他の連携施設から②・③の支援を受けるような場合も考えられることから、認可の際、②③の支援を受ける連携施設のみ確保の上で、認可主体である市町村自身が利用調整機能を働かせるなどして、入所児が卒園するまでの間に、①の支援を行う連携施設を確保するような場合も認可することは可能である。

上記の趣旨を周知するため、具体的な事例を含めた事務連絡を各自治体宛てに今後発出することとする。

なお、3歳児以降の継続的な保育サービスの確保に向けて、政府としても、分園を含む認可保育所や企業主導型保育等の整備の推進、一時預かり(幼稚園型)等の実施の推進、小規模保育の定員の弾力化等に取り組んでいるところであり、保育の受け皿確保に向けて、引き続き対応を進めてまいりたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

276

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項(事項名)

放置自転車対策の対象拡大

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

内閣府、警察庁、国土交通省

求める措置の具体的な内容

中心市街地の環境改善、放置自転車対策として、道路運送車両法に定める原付二種(50 cc超 125 cc以下)まで自治体が撤去・保管できるよう「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」の改正を求める。

具体的な支障事例

【提案の背景】

駅周辺の放置自転車対策として、本市では、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下「自転車法」という。)に基づき条例を制定し、放置自転車の撤去・保管を行っているところである。自転車法においては、道路交通法第2条第1項第10号に規定されている排気量50 ccまでの原動機付自転車(以下、「原付」という。)及び同第11号の2に規定されている自転車のみを法の対象としており、道路運送車両法に定める原付二種(排気量50 cc超~125 cc以下)は、原付一種(排気量50 cc以下)との車体の大きさはそれほど変わらないにもかかわらず、地方公共団体では撤去することができず、警察による駐車違反取り締まりに委ねるしかない。

【支障事例】

自動二輪車の放置(駐車違反)は、自転車及び原付の放置以上にまちの景観を損ね、歩道の通行機能を阻害している場合が目立ってきている。自動二輪車の放置を現認したときは、その都度警察に駐車違反取り締まりの依頼をするが、対応が遅れることや対応しきれない場合がある。警察と共同してキャンペーンを行い、同時に自動二輪車の撤去活動をすることも年に一度か二度はあるが、その場しのぎにすぎず、根本的な解決にはなっていない。

【本市の実情】

本市の自転車駐車場の整備は進んでおり、近年の技術革新により、サイズが原付一種とほぼ変わらなくなっている原付二種までは、撤去等も含めて現状と相違なく対応が可能である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自動二輪車の放置(駐車違反)の減少により、まちの景観の向上、歩道の通行機能の確保に繋がる。

根拠法令等

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第2条第1項第2号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

柏市、寝屋川市、伊丹市、徳島県

- 自動二輪車の放置を現認したときは、その都度警察に駐車違反取り締まりの依頼をするが、迅速な対応ができない場合や対応しきれない場合がある。道路運送車両法に定める原付二種までを撤去対象としていること、まちの景観の向上、歩道の通行機能の確保等に努めたい。
- 本市の自転車等放置防止条例により道路、自転車等駐車場に放置してある自転車及び50cc以下の原動機付自転車は撤去保管することができるが排気量50ccを超える2輪車は撤去することができなく苦慮している。以前50cc超の2輪車が自転車等駐車場に放置されて撤去できなく、駐車場利用者の市民に不信感を持たれた。法律の改正を希望したい。
- 本市でも八王子市と同様に、自動二輪車の違法駐車に関しては、その都度警察に取り締まりを依頼しているが、対応が遅れることもあり、根本的な解決には至っていない。市営駐車場及び保管返還所においては、八王子市と同様に自動二輪車の駐車及び受け入れが可能であるため、市による自動二輪車の撤去は可能であると考える。
- 本市においても、自動二輪車の撤去については、その都度、警察に連絡し対応をお願いしている状況である。法律の改正により、自動二輪車を自治体が積極的に撤去することにより、駐車違反の減少につながるものと考えている。
- 本区では、駅周辺を放置禁止区域に指定し、自転車及び原動機付自転車の撤去を行っている。また、区民から自転車、原動機付自転車の撤去の依頼があった場合、当該自転車及び原動機付自転車へ警告の後撤去を実施している。しばしば、道路運送車両法に定める原付二種(50cc超 125cc以下)の撤去の依頼が寄せられるが、撤去できないため、撤去の対象となる原動機付自転車は、道路交通法に定められる原動機付自転車であると説明を行っている。しかし、区民からしてみれば、50cc以下の原動機付自転車もそれ以上の原動機付自転車もどちらも原動機付自転車であり、理解を得られず、苦情につながってしまう場合がある。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下「自転車法」という。)」は、自転車利用における交通事故の増加、自転車の無秩序な放置の増大等を背景として制定・改正されたものであり、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し基本的な事項を定めるとともに、地域の自主性に基づき、具体的な撤去等の措置について地方公共団体の条例に委ねることを内容としているものである。したがって自転車法は地方公共団体が行う自動二輪車への措置を妨げてはおらず、地方公共団体は、その自主性に基づき、条例を定めて自動二輪車の撤去措置等を実施できると解されているものと承知している。

【警察庁】

警察庁において回答可能な事項なし

【国土交通省】

本件提案にある放置自転車等の撤去に関することは、国土交通省の所掌するところではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

自転車及び原付一種(排気量 50cc未満)の無秩序な放置の増大等が、自転車法の制定の背景であるが、近年の技術革新により、原付一種とほとんど変わらぬ車体サイズで原付二種(排気量 50cc超 125cc未満)が製造されるようになったことから、原付二種においても自転車法制定時と同じ状況が生じているため、それらを解消するための法的根拠の構築を求めることが提案の趣旨である。この点について、国としての現状認識やその必要性について見解を示されたい。

現状、道路交通法第 51 条に基づく、違法駐車に対する措置は車両(自動車、原動機付自転車、軽車両、トロリーバス)を対象としていることから、自転車法を根拠とした自治体の条例に基づく原付一種の撤去と重なり合う部分がある。国の回答にあるように原付二種(道交法上では「自動車」に分類される)の撤去を自治体の条例に独自に盛り込むことが、条例制定権の中で可能であるのか否か警察庁を始め、国の見解を伺いたい。

また、条例による撤去が可能であるのであれば、条例を根拠として自転車法の規定と同様に「駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合」に原付二種を撤去することが、道路交通法に抵触しないことを明確にするよう求める。

事実、警察による取締りが十分に機能していない結果、歩道上に原付二種の放置が散見される状況があることが問題なのであって、法改正や法制定が難しいのであれば、警察による取締り及び自治体との連携を強化することによっても目的は達せられるため、警察庁を通じ、警視庁・各道府県警に強く申し入れしてもらいたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

なお、所管府からの回答が「条例を定めることにより対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

【内閣府】

内閣府としては、第1次回答で回答したとおりである。なお、道路交通法や取締に関することは警察庁から回答されると考える。

【警察庁】

道路交通法との関係に限って申し上げれば、「駅前等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止すること」を目的として道路運送車両法施行規則第1条第2項に規定する第二種原動機付自転車の撤去を地方公共団体が行うことについては、道路交通法第51条に規定する違法駐車に対する措置等とは目的・手法が異なるため、道路交通法との関係で、こうした事項を定める条例の制定が許されないと解される。

【国土交通省】

国土交通省において回答可能な事項なし。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

283

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

個人住民税の寄附金税額控除対象NPO法人の条例による指定方法の見直し

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的な内容

国の認定においては、公示により隨時に指定又は変更といった対応をしていることから、県の指定に際しても、認定と同様に条例記載事項の簡素化などを含め、手続きの見直しを行うことで、より機動的な制度とする。

具体的な支障事例

寄附をした場合に地方税控除対象となるNPO法人は、条例に法人の名称及び主たる事務所までの明記を要しており、法人の移転や名称変更の都度条例改正が必要となるなど、発生事由に対し、即時の対応が出来ていない。

法人が申請後、審査会の審議を経て、議会での条例改正まで約半年間を費やすこと等、手続きが煩雑なことから、実際に申請する法人は限られ、制度が、より活発なNPO法人活動へ結びついていない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

条例により指定する方法の手続内容が見直されれば、速やかな指定が促進される。

根拠法令等

地方税法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、横浜市、滋賀県、徳島県、熊本県

○本県においても、平成25年12月に「県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例」を制定し、1法人を指定するとともに、2法人を指定するための条例案を現在開会中の平成28年6月定期会議に提案している。

提案団体と同様に、本県でも、議会開会日の関係から、いずれの法人についても、法人の申出から指定までに5～6か月を要しており、指定までに半年程度の期間を要することで、地域において活動するNPO法人を支援するという制度の趣旨（平成23年度税制改正大綱）からも支障を来している。

本県の指定NPO法人は、現在3法人であるが、今後、これらの法人の名称や所在地が変更されることも十分に考えられ、制度の円滑な運営にあたって支障が生じることが想定される。

そこで、条例に明示することとされている名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方にについて地方に任せてはどうかと提案する。

○指定NPO法人の名称及び主たる事務所所在地の条例への明記が規定されていることにより、本市において

も、新規指定や、法人名称及び主たる事務所所在地の変更の都度、議会での議決を経なければならないため、速やかな対応ができないといった支障が生じている。

○本県でも、NPO 法人の新規指定や、指定 NPO 法人の名称及び主たる事務所の所在地に変更があった場合には、その都度条例改正を行うため、議会開会時期のタイミングによっては申請から指定までに最長で約半年を要している。

そこで、認定 NPO は一定の客観的基準を満たした団体を告示で明示する扱いである点も踏まえ、指定 NPO 法人の名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せさせていただくよう同様に提案している。

各府省からの第1次回答

内閣府としても、一億総活躍社会の実現の上で特定非営利活動法人(NPO法人)は重要な扱い手となっており、これらの活動の広がりを後押しすることは重要な課題であると認識している。

地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号又は第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に基づく寄附金として、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金を条例において個別に指定し、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることによって、特定非営利活動促進法第 45 条第 1 項第 1 号ハの規定に基づき、国税の優遇対象となる認定NPO法人の認定要件のうちPST要件を満たすものとされているところ。

これらにより、指定を受けたNPO法人が認定NPO法人となった場合には、当該地方団体の個人住民税の控除の対象となるのみならず、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、また、他の地方団体にも影響が及ぶ場合がある。

このため、より慎重な手続が求められ、寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の増進に寄与するNPO法人であることを当該地方団体の意思として明確にする必要があることから、議会の議決を経る必要がある条例において、個別に当該NPO法人の名称及び所在地を規定する必要があると考えられる。

また、特定非営利活動促進法については、内閣府が法を所管しているものの、その性格から制度に関わることはこれまで全て議員立法で制定・改正がなされているところであり、条例個別指定に関する内容については、国会でご議論いただくべきものと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国の回答では現行どおりの運用を考えているようだが、本県では、NPO法人の指定にあたって、議会の議決を経た「地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例」に則り指定を行っており、また、指定の審査にあたっては外部有識者による審査会に諮り、指定の是非について知事への答申を受けていることから、適正に運用されていると考えている。

現状では、法人の主たる事務所の住所変更さえも条例改正のために議会の議決を求めなければならないが、議会は本来、政策的論議を行う場であり、住所変更などの形式的な要件について判断を求めるとはなじまいと考えることから、最低限これらについては、改善を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

第一次回答のとおり、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号又は第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に基づく寄附金として、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金を条例において個別に指定し、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることによって、国税の優遇対象となる認定NPO法人の認定要件のうちPST要件を満たすものとすることとされている。

これらにより、指定を受けたNPO法人が認定NPO法人となった場合には、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、また、他の地方団体にも影響が及ぶ場合がある。

このため、より慎重な課税上の手続が求められ、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の増進に寄与するNPO法人であることを当該地方団体の意思として明確にするため、現行では、住民全体を代表する機関である議会の議決を経て定める条例において、個別に当該NPO法人の名称及び所在地を規定する必要があるとされている。

当該地方団体の意思を明確にする手法については、総務省として整理されるべきものと考える。